

から、その他いろいろな面からの積極的な協力があるかもしれないが、きわめて私は足らぬと思う。で、私は実は将来南方の青年を日本に導入して教育するという問題になってきますと、あの広域に散在しております華僑の子弟に対して十分な道を開いて、そうしてそれらの人間を通して東南アジア諸地域と直結するというのが、一つには貿易の根柢をそれによってつちかうという事になりますので、こちらから進出と申しますか、移民というよりな問題にも触れてくるのですが、私はやはり今の文部省のやり方では、そういう点において非常に不足なものがあるのですから、これをお伺いするわけですか、民間のものとして、私ども同志幾人かのものでかねがねいろいろ考えて、具体的にまだ目鼻はついておりませんが、将来の問題としていたしましては、いわゆるしつかりした国としての形を整えております台湾であるとか、タイであるとか、ビルマだとかいうほかに、寄るべのない華僑の大衆というものをどう把握するかと

いうことは、教育の問題であると同時に外交の問題でもあり、それが日本の貿易の問題につながる大きな問題であるので、この点についてさらに御研究をお願いしたい、こう思っております。

○政府委員(寺本廣作君) 華僑の問題につきまして、御指摘の通り非常に重大な問題であると考えます。文部省といたしましては、交換教授、交換学生というような国費によるものほか、華僑は経済力がありますので、私費で留学をしてくる者も多数ございますので、私立学校の振興を通して適当な援助の方法を考究してみたい、かように考えております。

○野本吉吉君 今、政務次官がおっしゃいました華僑が経済力を持つておるといふところに、実はやはり警戒すべき一つの点があるのでありまして、これらの華僑を食物にして營利的に、教育の名において利益を追求しようとする動きも無いではないと思ひますので、こういう動きをやはり封殺し、すためにも、国としてその問題についての一定の方針を打ち立てることが私は特に必要であると思ひます。これら点につきまして、時間がありませんから、こまかいことを申し上げることを避けますが、後刻ゆくり政務次官等とも話し合つてみたいと思つております。もう一つお伺いしたいと思ひますが、これは直接この設置法には関係ありませんが、例のアメリカの余剰農産物による学童給食、被服の給与等の問題でありますか、この前の土曜日で、日曜日ですが、私はきわめて不愉快なラジオのニュースを聞いたのです。きわめて不愉快と私が感じましたのは、あのやさしい女の声を通して、全国のがんぜない子供たちに、生活に困つておる日本の子供さんの皆さんに対して、アメリカから今度ただ小麦もきます。ただ粉乳もきます。そうして着物のない方には二百萬着とか、三百萬着とかの着物まで、こしらえてあげますといふことを、ラジオを通して全日本の童心に呼びかけておる。私はアメリカが日本の経済自立に対して、再建に対して協力するといふ、それに対しては反対のための反対をするつもりはありませんけれども、子供のやわらかい心に、アメリカのおかげで

私たちは御飯が食べられるのだ、アメリカのおかげで着物が着られるのだ、そういうふうな恩を売りつけるような、売りつけられたようなそういう印象を子供に与えることは、私は食物がアメリカのものである、着物がアメリカのものである、やがてはそこに日本の国民性、日本の民族的な自覚というものがスポイルされちゃうのじゃないか、このことを私は考えまして非常に不愉快なニュースであり、怒りを感じつつ実は聞いておつた。事教育に關しますラジオの放送その他に關しましては、文部省はもっと深い関心を持つていただかないといふと困るのじゃないか、こういうことを感じましたので、これはいかがでしょう。

○政府委員(寺本廣作君) 余剰農産物の受け入れに伴います贈与分の処分方法につきましては、ただいまアメリカ側とまだ折衝中でございます。最終的な決定に到達いたしております。その贈与分の受け入れによつて学童に教育上悪い影響を及ぼさないように、卑屈な感情を起させぬようにということに十分配慮して参りたいと思つております。特にまあアメリカ側からは、学童の福祉のためという事で、国境を越えた、学童福祉の問題としてこれを送つてくるわけでございますので、これの受け入れ方につきましては、それがいろいろの悪影響を及ぼさぬように十分配慮して参りたいと思つております。ただいま御指摘のラジオにつきましては、私聞き漏しましてその詳細を承知いたしませんので、従いまして、どういふ影響を及ぼしたか調査してみたいと思つております。

○野本吉吉君 もう一つ伺いたいと思ひます。実は、先般私の友人であります今の海上保安庁の水路部長の須田君が国際海洋学者の会議がフィリピンにありましたときに出席されました。で、何か僕にみやげを持ってきたてほしい、こつと言いましたところが、一九五一年に出版されたフィリピンの高等学校の生徒用の教科書を持ってきた。この教科書を見ますといふと、日本という書き出しの冒頭に、日本人は戦争を好む国民である。中国人は平和を愛する国民である。従つて日本人に鉄を与えるといふと直ちに武器を作る。中国人に鉄を与えるといふと直ちに農耕用器具を作る。これが冒頭の書き出しである。私は今、日本とフィリピンとのいろいろな話し合いが進められておるやうでありますけれども、単にいわゆる物質的な賠償に關する交渉でなしに、かような面からお互いの理解を深める工作を必要とすると思ひます。で、文部省の方はこの向うの高等学校の生徒の使つております教科書をこらになつたことがありませんか。もしあれを見たときならば、日本とフィリピンとの話し合いの途上において、これは見落すことのできない問題でありまして、かような教科書が使われておる限りにおきましては、日本とフィリピンとの友好関係の根柢が動揺し、くずれてしまふ。この点につきまして何かそういう角度からの対外折衝といふことをお考えになつておられますかどうか、それを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(寺本廣作君) ただいま初めて承ります。話でございます。話のおもむきは外務省の方へまで伝えまして、先方との交渉の参考に供したいと思ひます。

○野本吉吉君 終ります、時間がありませんから……。

○委員長(新谷實三郎君) 文部省設置法の一部を改正する法律案につきまして、他に御質疑はございませんでよろか……。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め。それでは文部省設置法の一部を改正する法律案につきましては質疑を一応終了いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○松原一彦君 第一に、横浜入国者收容所が今度川崎に移るやうであります。その規模と、それから現在收容している外国人の国籍別、どういふ事情で入つたか、その人数及びこれらに要する收容所の職員数等の概要を一応お聞かせ願ひたいのであります。

○説明員(下牧武君) 現在の横浜入国者收容所は定員が六十名でございます。職員は六十三名がその事務に當つております。現在收容人員は六月二十七日現在で三十二名收容いたしております。その内訳は、朝鮮人十名、中国人十四名、その他欧米人八名となつております。いまだしく具体的に申し上げますと、退去強制令書を受けて收容しております者が中国人十一名、朝鮮人二名、アメリカ人二名、フィリピン人二名、カナダ人一名、それから違反調査の段階で收容令書によつて收容している者が、中国人三名、朝鮮人八名、アメリカ人二名、ギリシャ人一名、合計

で退令が十八名、それから収容令書によつて収容している者が十四名、計三十二名となっております。それからその川崎入国者収容所の規模は、大抵現在の横濱入国者収容所の規模を一応そのまゝ初年度におきましては移すという考え方でございまして、職員も現行通りに六十三名を横すべしとせざるという考えであります。

○松原一彦君 横濱の収容所は、その環境もよくないし、建物も不良であるから、新しく建てて理想的なものを作るといふ御説明であつたのでありますが、その位置はどの辺でどのくらいな敷地にどのくらいな坪数のものがござい

○説明員(下牧武君) お手元に、この資料でございまして、第二十二国会提出資料、ここへお配りしておくと存じますが、この三十九ページ、図面を添付してございまして、ちよつと羽田と横浜港との、ちよつと羽田寄りでございますが、中間の埋立地がございまして、それでこの収容予定地となつて斜線が引いてあります。この場所、坪数は敷地といつたしましては約一万坪でございまして、それでその建設予定計画を次のページの四十ページに載せて

ございまして、第一年度におきましては、収容能力約五十名の庁舎を建設したい、それでまた二年、来年度になつて、またその次の年度までかかりますが、できれば来年度にいたしたいと思ひますが、全体としてまあ百五十名から二百名程度の収容能力を持つものを作りたい、かように考えております。

○松原一彦君 御説明によると、収容所は二つあつて、大村の収容所は主として朝鮮関係、東洋人です

か、川崎は主として欧米関係というふうに承知しておつたのでありますが、今の御説明によると、欧米人は八名で、朝鮮人及び中国人合せて二十四名となつております。自然さういうことになつたのでありましようが、別にこれは欧米人を主としてというわけではないのでございまして。

○説明員(下牧武君) 当初横濱に収容所を設けました趣旨は、朝鮮人以外の外国人、特に欧米人を主として収容するといふ予定で設けたのでございまして、その設備がどうにも、立地条件、それからもと建物の構造から申しまして、相当改善したたものではござい

ますけれども、欧米人を収容できるだけのものになりません。非常に何と申しますか、外国に對しても恥かしいような状況なものでございまして、で、本来一時とめておいて、収容していいような欧米人に対してもある程度手心を加へまして、それで仮放免とかいふ措置をとつて、収容をせずにある程度その処遇を緩和しておる、せざるを得ない状況にございまして。その状況を何とか打開したい、それにはやはり収容設備を完全なものにいたしまして、そしてやるべきことはこれはもう

厳正に行ひ、こゝういふ態勢をとりたいたうのが今度の川崎収容所を新設したしたいという根本的な動機でござい

ます。

○松原一彦君 今お話を聞くと、欧米人を収容するにはあまりに粗末過ぎるというお話であります。そのうち、欧米人と東洋人とはその待遇に差別があるのですか。

○説明員(下牧武君) ある程度その風俗、習慣等も變つております。それか

ら食事も朝鮮、中国、それから欧米人等において好みが違つて参ります。あの程度、民俗、習慣に應じた食事を与える、またその処遇をいたさなければならぬわけなんです。それでその意味で、しかもそれを欧米人を一律に、東洋人並みに落して一律にいたしまして、やはりそこに國際的な問題も起きて参ります。その辺を考慮いたしまして、やはり今度の川崎の収容所も、中国人ももちろんある程度予定してありますが、中国人、それから欧米人、こ

ういうふうにして、風俗習慣の大体似たものを一括してやるというふうな設備にいたしたいと、かように思ひま

す。

○松原一彦君 そうしますと、食費等も単価に差別はございまして。

○説明員(下牧武君) ある程度差別を設けております。それで大体朝鮮人の方は単価、たしか七十円と記憶して

おりますが、七十円か八十円でござい

ます。それから欧米人の方は百三十円、これはやはり食費の質が違ひますので、単価が違つて参りますが、カロ

リーの点は大体二千四百カロリー以上を確保するといふふうでやつてお

ります。

国民であるからしてヨーロッパ人であると答へてゐる。それでヨーロッパの中に日本人を入れてあるのを見て、それは悪い気持はしなかつたのでありますが、しかし三段階に分けて収容してあるといふのは、今日の國際事情から言つて、おそらく向うにはさういふことはありませう、日本でもさういふふうな階級的な文化に應じての何か、どうですか。それが及ぼす影響はヨーロッパ人にとつてはいいでしょうが、今後の中国人及び朝鮮人等に障害を起すようなことはないでしょうか。

○説明員(下牧武君) その点はおのの風俗習慣の違つた各個人を一律に取り扱うといふことよりも、その外国人の國情、また風俗に應じた取扱ひといふものがその外国人にとつて最も、何と申しますか、ふさわしいものであらうと思ひます。その關係から申しまして、やはり朝鮮人と、それから欧米人を一緒に一律に扱うといふことは、やはり當を得たものじゃないやないかと、たゞ食費のカロリーのとか、さういふ点において非常に片方が粗末になり、あるいは片方が非常に高度になるといふことになりまして、これはやはりいけなないと思ひますけれども、その一応の通常の給与をいたします場合に、そこに単価におのずからある程度の差が出てくるといふことは、これはやむを得ないことじゃないか、それを一律に無理にならすといふことをいたさなくても、むしろその當人の好むや

り方を与える方が入管の取扱ひとしてはふさわしいんじゃないかと、かように考えております。

○松原一彦君 それは一応承つてお

きますが、考慮の余地があると考え

て。一方は七十円、一方は百三十円と

いうことになりまして、倍ですからカ

ロリーもおのずから違つてくると思

ひます。そこでお尋ねしたいのは、収容所における収容の態度ですが、大村を見

ますと、一時、もつともあそこはあ

れたからでもあろうが、大へんまわりコンクリートの高い刑務所と同じような塀をこしらえて、四隅に監視者が武装をして上つて下を見下ろして

る、その中にまるで罪人同様に、二重のとりをこしらえて中に入れて扱つておるのですが、あれは必ずしも犯罪者としまつたわけではなくて、一時的に収容して送り返すとか、処分をしな

ければならない過渡期のものがあそこ

に置いてあるのだと思ひますが、横濱

のもあつたといふに塀を高くして、の

ぞかれもしないやうな中に、刑務所と

同じやうな態度をもつて臨まれるので

すか、その点伺ひたい。

○説明員(下牧武君) 局長が参りまし

たから局長から……。

のが、今度歸しますと約千名になりま
すが、一応は去年のものは片がつくと

いろいろ情勢でございまして、しかし最近また密入国というものが非常にふえております。これは毎年のことでございまして、大体玄海灘の海上の様子が、小船で密航できやすい状況になりますとふえて参るというのが毎年の例でございまして、大抵四月ごろからまた密

入国者の数というものは上昇線をたどっております。先般福岡管内だけ

で、これはもともと福岡管内といふのが一番多いのでございますが、六月二

十田の勢字でございす。が、福岡管内だけで三百六十七という密入国者を収

内うちに九十八、そのほかいろいろござい

密入国者だけで六百四という数字が出ておられます。これ以外に、たとえば三

十人の集団で入って参りました十人がつかまって、二十人がどこかもぐって

しまったというよなことが、つかまえた者の口からはつきりわかったもの

だけでもかなりございます。それからそれ以外に、密入国して来てまるまる

グループがだれもがつかまらないで
ぐってしまったということになります

と、これはちよつと確認のしようがな
いのでございますが、通常の推定から

いたしまして、つかまつた者の数字よりは無論少いとは思いますが、相当な

るものがあるであらうということは推定いたしております。

○松原一彦君　こりいり人たちの費用は、私よく知らぬのですが、全部日本

○政府委員(内田藤雄君) これは建前は私の了解したとおりですと云うので

の春の一角いたし

は、かわつて払つてやつておるのだ、将来は本国政府から補償を受けるものである、こゝういふ建前で行われておるものと了解いたしております。

○松原一彦君 ようしうございませう。

○政府委員(内田藤雄君) 先ほどのお話をちよつとお答へを補わしていただきますが、佐世保で韓国の軍艦の船員が公然と歩き回つておるというお話でございまして、これはもちろん正規の入国ではございせんのですが、国際慣例にのつとりまして、治安上差しつかえないような場合には仮上陸というものを許しまして、ある短かい期間でございまして、船が寄港してあります間、上陸地においてレクリエーションあるいは買物等のための上陸ということは認めております。これは正規の入国ではございせんが、いわゆる仮上陸というもので、やはり正式な上陸でございませう。

○委員長(新谷實三郎君) 他に御質疑ございせんか。

○木下源吾君 ソ連代表部はどつういふことになっておりますか、私はそれはいろいろ問題を證議立てて、これをおられないようにしようという考えで申し上げるのではありません。今日の情勢ではそのいろいろ連絡がつくようなことをした方がいだらう、こゝう考へて、できるならば根拠を見つけて、いわゆる承認とまで行かなくても、それに類したものの取り扱いができるようになったらいいのだらう、こゝういふ考えで御質問を申し上げるのであります。

○政府委員(内田藤雄君) この問題は、実は純粹に法律的に申し上げますならば、全く根拠のない在留であると申し上げざるを得ないのでございませう。平和条約が締結されました以後、ソ連のものが日本に滞在いたします根拠というものは失われたというのが、法律的に申せばさうなところの思ひでございますが、實際上の外交的な見地からそのまゝ在留を現在まで認めて参りました。実は最近、と申しますよりは、日ソ交渉など始まる前でございますが、一ぺんあれをどうしようというようにことが政府の部内におきまして議題に上つたこともございまして、今さらこれを強制的に退去させるというよりなことは、もうすでに時期を失してしまつておるのではないかと、いろいろなことから、現在にまで至つております次第でございまして、われわれといたしましては、法律的にはなほだ説明しにくい妙な状態なのでございませう、しかし現状におきましては、これをそのまま認めて行くよりほかにないではないかと思つております。なお一言申し添へますと、新たな入国ということにつきましては、そのつどはつきり正規の仕方に入つて来ておりますので、いわゆる代表部の人間というものは減る一方でございませう。非常に大きな数でございまして、現在では十二、三名ではないかと存じます。

○木下源吾君 その政府部内での議題に上つたことがある、この政府部内のさういふ問題はどこで議題になるのですか、どういふあれでしょう。

○政府委員(内田藤雄君) まあ外務省も一つでございませうし、それから治安関係の機関でございませう。さういふよりなところではございませう。

○木下源吾君 そうすると、外務省と治安関係とか、それからあなたの方と、こゝういふような何かさういふことを協議する定例の会議とか、何かございませうか。

○政府委員(内田藤雄君) これは時期によつても違ひますが、現在定例のさういふものが集まる会議体というよりなものはございませう。しかしまあ非常に連絡を常に密接にとつておると申し上げていいと思ひます。

○木下源吾君 今のお話しの模様だと、だんだん必要なときはそれぞれの事情によつて入国をさせる、こゝういふ措置をとつておられるようですが、その必要な入国というやつが相当あるらしい話を聞いた、この間の通商代表ですら、何とかいふやつを三月延ばしても、ところがそれはなかなかいけな、さういふことで、私どものところへも何とか処理してもらふ方法がないものだらうかというやうな話を持ち込まれたことがある、これは今お尋ねするのですが、さういふものを決定せられるのに、外務省、治安、それからあなたの方、こゝういふような何か局長会議と言ひますか、あるいは何か会議か、さういふもので決定せられるのか、あるいは政府、いわゆる大臣ですね、政治的に大臣とか、政務次官だとかいふ会議でいろいろお話しになつてきめられるのであるか、こゝういふことを一応聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(内田藤雄君) ただいまの具体的な問題で、また具体的にわれわれがどんな措置をとつたかといふことを申し上げるのが一番適當かと思つておりますが、クルーピン氏の入国當時は、これは昨年のたしか八月ごろで

あつたと思ひます。それで初めての共産黨からの入国でありましたので、非常に慎重に、當時單に、ただいま申しましたやうな外務省、治安関係機関だけでなく、通商の關係で通商省、それから船の問題でいろいろ問題になるといふことで運輸省、そのほかたしか木材の關係もあるといふことで農林省なども入つたと思ひますが、相當広い範圍で協議をいたしましてきめたのでございませう。従ひまして、その後の延長の問題に當りまして、随時さうした

經濟の實際に關係をしております關係省の意見も聞きながら、この間まで正規の延長をして参りました、その第二回の延期をいたしました際に、実は十分業者の方々にも念を押しまして、もうこれ以上の延期は申請いたしませんという契約書を當時とつておつたのでございませう。そこでこの間の三回の期限が切れますときには、そのいきさつから言ひますと、もう延期をしないといふことでやるはずであつたのでございませうが、念のために一応關係機關の意見を徴しましたところが、当初ほとんど全關係機關一致できまつたのでございませう。そこで私もさう措置をいたさうと思つておりましたところへ、いろいろ業界の方から陳情がございまして、もうしばらくせひ延ばしてもらいたい、こゝういふやうなお話してございまして、果して正規に再び延ばすべきであるかどうかといふことについては、かなり慎重な議論をいたしました。その結果われわれの出しました、これは關係方面の意見も十分に入れた上でございませうが、出しました結論は、特にソ連であ

るから有利な取り扱いをする必要はないのではないか、またもちろんソ連だから特にこれを毛ぎらいするやうな意味での結論も出さない、しかし通常九十日という短期の在留資格を持つて入つてきた者に、通常とるやうな態度で行くべきであるといふ大體の結論に達しましたので、正規の延期というものはお断りいたしました、ただ經濟上のいろいろな理由もありのやうでございまして、それでは一月半、實際上勸告期間という形で在留を默認しようといふことになつたのでございませう。ところがその後またその間に非常に商売の話がふえてきた、それでもうしばらくまたせひ延ばしてもらいたい、こゝういふやうなお話が始つたわけでございます。私どもの立場から申しますと、ただいま申しましたやうに、ソ連なるがゆゑに、ことさらうるさいことを申すつもりでないのでございませう、しかしさうかといつてソ連の場合に、特にほかの通常のケースよりも有利な扱いをするといふことも、また別の方からいろいろ批判も起り得るのでございませう。われわれといたしましては、さういふするべつたりのような形で持つて行くことは、まことにさういふやうな御希望もございまして、また非常な強い御希望もございまして、現在のところでは實際上一月くらいは黙認するのやむを得ないのではないかとこゝう考へておるのが現状でございませう。ただいまどこで大臣がきめるのかといふやうなお話もございまして、われわれといたしましては、繰返すやうでございませうが、關係機關のいろいろな意見を聴取いたしました、われわれのところでは

大体腹案はきめずけれども、問題がなかなか微妙な問題でございますので、この場合には私どもは法務省の省議にもかけまして、次官、大臣等の十分な了解のもとにきめた次第でござい

ます。

○木下源吾君 今お話しを承わつておれば、きておる人間の用です、ね、仕事、内容についてまでのいろいろな御配慮があつて、そして在留させた、こゝういふお話しでした。そこで実はあの代表部がきまして、まず第一番には船を注文した、そのおもなる見返りになるものは北洋材である、こゝういふような関係で、ずいぶん期間が長くなると思ふのですが、当時は日本で船の新製造船は非常に少つたときに、ソ連では確かに一万吨級の貨物船は五艘、そのほかマクロ船、また引き船やら、かれこれ改造修理を加えると、およそ五十隻くらい日本に注文する仮協約ができたはずであります。日本の場合は従来から取引がある大倉産業、進展実業会社、これらを筆頭として、ところがその後木材の、つまり輸入の、船の方は非常にこちらが造船を希望してゐるが、木材の価格が引き合ふといふことでは、いふ詰滞しておつたように聞いておるのです。私どもは実は造船があのようになつておるときに、造船労働者の熱練労働者でも約二十万近く関連産業から下請を加えた五、六十万の労働者の生業の問題であつて、一日も早くソ連の注文が正規に実現することを私どもはこゝねがつておる。たとえば函館ドックあたりでも、これは会社も労働組合も一つになつて、そしてこれが造船の実現に努力をしてゐる。涙ぐましい

努力ですね。つまりそゝういふような背景があつて、業者が、貿易業者なら貿易業者で仕事を進めておる。ところが木材の価格が折り合わない。で、折り合わない理由もいろいろある。さう思うのですが、さらに昨年風倒木、いわゆる台風で被害をこうむつたので、この風倒木で市場価格、木材価格がまたひた押しに押されてきたし、政府のいわゆる緊縮デフレ政策によつてだんだんこれが影響をされて、木材が向うの言い値で買ひといふことはできなくなつた、こゝういふ経過をわれわれはながめておるのであります。今はまあお話しによれば木材に関することは農林省ですね、あるいは船に関することは通産省の方面、いろいろさういふ関係各省の機関で検討したと言われるのであります。その検討が真に国民の、つまり切実な経済利益、経済要求に基いた根底の上に立つて御協議になつておるのかどうか、私はそれを聞きたいのです。それをつまみ取り、受け渡し、いろいろのためにあの代表は来たと思ふ。もしそれが何か政府の特務調査か、思想調査か、そゝういふような機関がこれを重大な発言権でもあるといふならば、そゝういふ事例が他にあつたのかどうか、まあ聞かずにやります。そゝういふ私には入国を許可し、そゝうして許可した背景にはそのような事情があつたことを十分に御検討になつておやりになつたのかどうか。ただ事務的にそれの方の所管は法律にはこゝう定めておる、規定ではこゝう定めておるといふようなことを根拠としての御審査であれば、そゝういふことを私は懸念されるがゆえに、大臣から政務次官、いわゆる政治的な方面の総括

的な方面からそゝういふことを判断するか、そゝういふところで決定したかといふことをお聞きしておるわけですね。これは実にこの問題は深刻で大きいのだ。ただ向うが来ておるのはいさゝか違う。だ、向う、そんな簡単なものではない。私にはこれは外部からちやんと調べておつてそゝういふように考えられぬのです。その点、それらについてはどういふような御検討をなさつたか、それを一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(内田藤雄君) ただいまのお話のようなことは、実はわれわれ自身業者の方とも数度お会いいたしましたし、情を聞いております。そのことも、從つて、大体お話しにございまして、十分考慮に入れておるつもりでござい。ただ繰り返して申し上げます。立場といたしまして、大体九十日の在留資格で入つてきたようなものの取扱ひ方といふようなものにつきては、おのづから一つのルールができております。これは業者の方にも十分それを了解してやつていただくといふことを希望しておるわけですね。そゝうして大体私は教養業者の方とお会いしました結果、現在において業者の方々も十分にそれを御理解になつておられると考えております。それでわれわれはまあ、せつかくこゝういふ仕事をやつておられます方々の仕事の妨害のようないことは、できるだけしなくないといふ考えは十分に持つておるつもりでございまして、しかし同時に、こゝういふ国際的な人の出入りといふ問題につきましては、おのづから一つの国際的にも一般に認められて

おりますルールがあるわけなんでございまして、われわれといたしまして、それに従つて考慮しておるつもりでござい。その点、関係の方々もそれを御理解いただいて、それを頭に入れて商売の話をしておるわけですね、こゝういふふうにお考えをしておるわけですね。

○木下源吾君 そこんなんです、私はだいたい皆さんの方では国民の経済的な利便に立脚してものをとお考えになるようになったと思ひます。御答弁のようになつておるとは考えます。が、しかしながら、実際はその前年に瀬戸内海の向島で、日立かどこかで船を造つたのです、修繕か何かやつた。その修繕のときに機関は月島で直したことがあつた。ところがあなたの方では受け渡しに來てゐる船長が、機関士が知りませんが、それを修理したの場で検査することを許さない。そのために修繕したものをばらばらで持つて行かなければ都合が悪いので、組み立てたものをまたほごして持つて行つて、またつけて、こゝが悪いといふことで、また持つてきてといふようなことをやらなければならぬことになつたことがある。そゝういふようなことのために、業者は莫大な損害をこうむつておるわけですね。従つてそれらはひいて日ソの間の貿易を發展の方向ではなく、阻害する実情に實際は作用したわけですね。で、こゝういふことがあつたので、私はその当時から見れば今はだいたい直つたのだらうとは思つておりますけれども、そこで私もそのときに管理局の次長さんにお伺ひしたことがあつた。次長がいらないから課長か何かの方へ行けといふことを言われたことがある。いずれにしても入れないなら

入れないと、きばつとしたことの方がいいのです。そゝうして入れておいて、そゝういふ實際には妨害になるような結果になるといふことは私はいけないと思ふ。しかしそれは入れないよりも、そゝういふことを一体だれが決定してやつてゐるか、私は非常に當時疑問に思つた。業者は業者で、行つて仕事を頼んでおつたらしい。私は日ソ貿易の民間のつまり貿易機関からそゝういふ要請があつて行つたことはあるのです。そんなばかなことはなからうと行つたら事案なんぞ驚いたのですが、私はそゝういふような情性が今日残つておつて、今のクルーピンですか、そゝういふ期間を延長するとかしないとか、そゝういふようなことが政府の何か国際慣例と言ひますが、何かそんなやうな簡単な理由で定められるのは、日本の産業が行われてゐる中核が麻痺してしまふ。そゝうして今この不景氣を打開するには、こゝういふ政策で行動しなければならぬといふことを、國民が協力して考えておる問題と逆行しておるのじゃないか、こゝういふふうに考へるのだが、今のお話を承わつておれば、農林省も関係しておるだらうといふやうであります。一体農林省は北洋材さえ入れれば船がでるのです。それだけの船をつまみ造船所で仕事をやることのできるのですから、そゝういふ問題で、この木材関係を農林省はあなたの方の會議でこゝういふことを言つたか、私は聞きたいのですが、そゝういふところが根拠ですか。今聞いておつて、もう一息で交渉が済むと思つておるとこへ台風が突然吹いて來て、風倒木のためにまた価格が下つておる。せつかく折り合ひようになつてお

るときにうんと価格が下つて、またやり直さなければならぬということとは、当然期間を延長しなければならぬことになる、そこなんです。急にそういう現象が現われてこないのです。これは役人の諸君はわかぬだらうけれども、そういう業界には鋭敏にそういうことがくるわけで、そういうふうな点で一体そういう領域に入つて、先ほども言うやうであるが、くどいようであるが、ほんとうに国民経済の向上のために、発展のために考慮してやられておるか、あるいはまた国際慣行とか、何とかいうようなそんな死んだやうな、そういうような化石のやうなものを定木にしてやられておるかどうか、そういう点を私は今お聞きしたいと思つておるのです。今あなたに重ねてお伺いするが、事務当局でそういうやうなものを商人が頼んで来たからやつてやるとか、事業家が頼んで来たからやつてやるとか、アメリカから指示が来たからだめだとか、そういうやうなことでおやりになつておるのではないか。そうでないとするならば、私が今お聞きするやうに、ほんとうに経済省は経済省で、その実情はどうなのかというところを究明しておやりになつたかどうか、こういう点を聞きたい。

い、生きた一つの国際慣例があるわけでごさいます。たとえて申しますならば、アメリカ人にしろ、イギリス人にしろ、日本に参りますにはある限られた期間内に参りまして、その期間が過ぎればそのまま帰つてしまふ。商用の必要があればどこかへ出直しをして新たに査証を取つて入つてくる、こういうことは日常茶飯事行われておる。こゝなのでございまして、従いまして、私どもはその関係の業者の方が国際的に外国人と話をするときには、そういうものなのだとおつて十分考慮してやつていただきたいということを考へます。私の了解しております限りソ連側の人も十分にそれを了解しておると聞いております。従いまして、われわれといたしましては、実態において十分研究いたし、その上でわれわれがこういう問題を通常やりまして、われわれのやり方と調和させながらやつて参つてきておるつもりでございまして、ただ一片の規則だけで固いことを申しておるつもりではございせんし、そうかと申しまして、業者の方がまた今度はこういうわけだから延ばしてくれというやうなことで、するべつたりとそのまま行くというやうなことは、われわれといたしましてはやりたくない、そう考へておる次第でございまして。

○政府委員(内田藤雄君) ほかの経済省はどこまで調査して意見をきめたかどうかというところは、ちよつとこれは何ともわかりかねるわけでごさいますけれども、繰り返し申し上げますやうに、関係のありますいろいろな方々の意見は十分に聞いたつもりでおります。それから死んだ国際慣例とおっしゃいますけれども、これは外国での在留の問題につきましては決して死んでない方々が集まりまして自由いろいろ話

し合つたのでございまして、記録というやうなものはおそらくないと思ひます。しかしまあわれわれ日常こういうことはしょつちゅうやつておることでごさいます。いろいろな方の御意見を伺つた上できめております。際、こゝとさらにやるといふやうなこともないのをごさいますから、大体当時いろいろな方の御意見も一致したのであると私は考へておる次第でござい

とでありますので、先ほど申しましたやうに二回正規に延長して参つたわけでごさいます。それでもそのときに、先ほど申しましたやうに二回の延期のときには、もうこれ以上は絶対に延期などは申請いたしませんという誓約書が当時すでに出ておつた。それでそれから、われわれの方から申しますならば、もうその誓約にもかわらず具体的な御事情があるならばやむを得ないだらうということ、相当に業者の方々の御意見を参酌して行動しておるつもりでございまして。先ほど申しましたやうに三回の更新を拒否するといふことに一応決定いたしましたものの、業界の方からの再三の希望が一月であつたにもかかわらず、われわれの方といたしましては一月半を差上げたわけでごさいます。今さらわれわれとしましては、われわれの考へ方が非常に形式的だといふやうな御批判を受ける筋合ではないと実は感じておるわけでごさいます。

○木下源吾君 私の方の言ひは、あなたの方だけならば私はいふことが御無理だと思ふのだが、関係各省とみな御相談したというから、それならば往復八千万ドルの仮契約がどのぐらい、どういふやうなもので、どういふふうになつておるといふことを御調査になつたか、そうしてまたどういふ事情であれば、もうどのくらい日にちを延ばせばこれができるのだというやうなことも、一つの延期に対する考への中には必要じゃないか、そういうことを聞いておるのです。どのぐらいの仮契約の何が本契約に直つて、そうして実行に移されておるか、また今後それが実行に移される可能性があるのかとい

算して、もう少し長期の、また代理資格を持って入ってくるようにされたらどうか、その際はわれわれも考えましよう、こういうことも申し上げてあるわけでございます。

○木下源吾君 業者の話はどういうよりも、通産省ですね。通産省はそのかぎを握っておるといいもので、実際は……私は木材が絶対高い場合、あるいは不足な場合は北洋材を入れて、そうしてやるというのは国策としても考えられることなんです。そういうことは通産省の何はよくわかっておると思う。ですから私が今お尋ねしておるのは、業者にはかりではなく、通産省そのものがやろうと思えばできることなんだから、それを言っておるのです。だから根本は、進んでこの対岸との貿易を積極的に行うという一体その意図が乏しいのだと、こういうところから私は申し上げておるのです。それは先ほど言った、この前向島で船を修繕したそのときの状況を見ておいて、私は非常につまらぬことをやつておるものだという頭が今でもこびりついて抜けないのだ。それはなるほどいろいろな関係で、上陸は大阪まできかぬ、一ぺんは許したのです、何日間か……。それを二回目はもう許さぬ、こういうことになってしまつて、これは非常なわれわれが見ておつても非常識なやり方をやつたわけなんです。それから、今でもこの場合において、このようにな景気になつて、毎日の新聞で死んだ、生きた、心中だと、そういうことがあるにもかかわらず、なお政府の当路の人たちは、ただ持ち場持ち場で自分のところだけをか

たく守つておればいいんだという状態は、経済のごときはどうだつていいんだという考えでやつておるのは、私はどうも高い月給をもらつておつて相済まぬのじゃないか、こういうようにまあ考えるわけなんです。もつと、もう少し生きたやり方をやつて、通産省に、むしろこういうふうに業者も言つてきているのだが、通産省、お前の方ではどうなんだ、これをやらせる気はあるのかないのか、やらしたらどうだ、一千万ドルといえど大した貿易です。すからぬ。しかも向うからは何でしよ、プラチナまできておるでしよ。プラチナですよ。あるいはまた粘結炭ですね。南緯太の粘結炭もきておるでしよ。また途中でクレームが出てどうこうということもあつたらしいですが、いずれにしても隣との貿易ですから、これを積極的にやらしたらいい、これはだれが考えても、私はそういうことをやはり少しは考えてやつてもらいたい。あなたたちがきめて、次官、大臣のところへ持つて行けばそれは判を押すでしよ。あなたたちの、きめる前の事務局政治だ、日本の……このときに、もう少し事務局の考え方を国民全体の利益という面についてやつてもらつたらどうか、こういうことを私は考えておるので、ですからいろいろお尋ねしておるのです。お尋ねしておつて、そういう方向に持つて行つてもらわなければならぬからお尋ねしておるので、だからやめてしまえとか、これはだれも取り消してしまえと、こういうことを言つておるのではない。今までのやり方を見ておると、全く生きた人のやるようなことをやつていないように見えるか

ら、こういうことを言つておるわけ、ただいまの答弁によつて、あくまでも業者の要請で、そうして貿易が伸張するように考えておやりになつておるといふ、これに対しては私は非常にけつこりだから、そのように進めてもらいたいと思つておるが、ただここにきてだけでは、それではまずい、それは実際にいって行なつてもらわなければいかぬ、そういうことです。次に、これはあなたの方との関係かどうか知らぬが、実は台湾の戦犯ですね、南朝鮮、韓国ですね、この戦犯が切々としてわれわれのところへ手紙をよこして訴えていることは、自分たちは日本の戦争に協力して戦つたのだ、ところが今日こへきておると、まことにさびしいのだ、一日も早くわれわれもまあ対等な釈放の何があるならば、これも一緒にやつてもらいたいという意味なんです。こういうものに対しては、われわれはやはり同情を持つてやつてあげなければならぬ、こゝろ思つておるのです。そこで直接あなた方は収容所に行つておる監視人とは違ふだろうが、やはりこれは、法務省は、絶えずそれぞれやりとどこの相談を受ける機会が法務省は多いのじゃないか、こういうふうに考えます。こゝろ問題については何かいろいろ御相談なすつたことがないかどうか、そういうことをお聞きしたいのです。

○政府委員(内田藤雄君) ただいまの問題は、法務省は確かに非常に関係しておることでございます。矯正局と保護局におきまして主としてこの問題を研究しておられます。われわれの方の關係だけを申し上げますならば、戦犯として巣鴨から釈放せられました朝鮮人、台湾人につきましては、戦前から日本におきまして朝鮮人、台湾人の資格をあげまして、それと同一に取り扱ふという方針をきめております。

○木下源吾君 今の、さらに私はお聞きしようと思つてたやつに御答弁になつたので、出てくる人はいい、出た人はこの間も新聞だかに見ました、出てくるとは自分たちは仕事もなく、行く所もないから、しばらくまだ置いてくれというより、そんなことがあつた、だからそれはまた伺います、私はそうではなく、今の入つてくる人たちは、これはあまり数がない、三十名ぐらいらしいですが、その少ない人がだ、今日では国籍が違ふために不当な不利益な、あるいは精神的にも不利益をこうむつておるのではないかと、こゝろいふ点で同情を私はしますから、もしもすみの方に押し込めておいておるならば、それはかわいそうだが、ほかの方では、えらい人たちのものは、しかも日本人であるならば、アメリカとか、あるいはイギリスとか、オランダとか、あるいはいろいろと交渉して釈放のためにおやりになつておるといふ私は新聞などを見るのだが、このやうな非常な不遇であるやうな状態に置かれておる人たちは、そういう人たちに一体何か早く歸してやる、あるいは出る期間が来ておる者に対しては適當な、国内において出てからの生計の保障がつくやうなことを考えになつておるかどうか。

○政府委員(内田藤雄君) ただいま申し上げましたように、その所管は矯正局及び保護局なのでございますが、私どもわきから聞いておりますところでは、初め巣鴨に入りました人たちは、朝鮮、台湾を合わせまして百五十一ありましたのですが、そのうち満期出所で、三十一が満期出所、それから六十二名が仮出所いたしました、現在なお巣鴨におります人は五十八、そのうち朝鮮が二十、台湾が三十八、こういう数字を聞いております。で、私繰り返して申し上げますように、われわれの主管ではございせんが、われわれの聞いております限り、この方々たちが特に不当な差別待遇を受けておるといふやうな事実はまずないと了解しております。

○木下源吾君 政府もやはり日本人の戦犯と同じやうな取り扱いをやつておるのですかどうか。

○政府委員(内田藤雄君) 仮出所等につきましては、全く日本人と同じやうにやつておる、努力しておるものと了解いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 法務省設置法の一部改正法案につきましては、大體質疑も終了したやうでありますから、暫時休憩いたします。

午後三時五十分開会

○委員長(新谷實三郎君) それでは休憩前に引き続いて、内閣委員会を再開いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

幸い、きょうは行政管理局長官の川島國務大臣と給予担当の大久保國務大臣が御出席になつておりますので、大臣に対する総括質問の残つた分を御継続を願ひたいと思ひます。

○田畑金光君 大久保國務大臣にお尋ねいたしますが、公務員制度調査会が

昨年の六月吉田内閣のときに設立されまして、現内閣に引き継ぎ諸般の公務員制度に關して調査を進めておるわけでありまして。この間、川島長官にお尋ねいたしました、大久保内閣の担当事項でもありまして、本日まで答弁が保留されていたわけでありまして。お尋ねしたいことは、前内閣においても、すみやかに公務員制度調査会の答申を待つて、公務員制度に關するたとえ法律体系の整備、あるいは公務員の労働関係の法律上の取扱いについて結論を得たいという答弁がなされていたわけでありまして。ところがこれを引き継がれた現内閣におきまして、いまだ調査会から諮問を受けて、これに基き措置をとられたということも聞いていないわけでありまして。われわれの見るところでは、常に政府はこういう諮問機關の審議に名をかりて、じんぜん日を送つて問題の解決を一日々々延ばしておるきらいが強いわけでありまして。で、この際大久保内閣大臣から、ただいま公務員制度調査会は、どういふ審議過程に至つておるか、いづれ答申がなされる見通しであるか、この答申に基いて政府は公務員制度全般についてどのような解決をはかる心算があるのか、これに対してまず承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大久保留次郎君) ただいまお尋ねの公務員制度調査会、これは前の内閣のときにできましたのであります。調査会の委員は十九名、この第一回の会合は昨年の六月二十二日、ちやうど一年ばかりになりますが、六月二十二日に第一回の会合を開きました。自來毎週ほとんど一回總會を開いて、公務員制度の全般の問題について討議をしております。總會において意見が出ましたので、さらに小委員会を設けまして、昭和二十九年、昨年の十二月から五人の小委員会を作つて、この小委員会においてさらに検討したのであります。總會を開くことが、ちやうど昨年の第一回の六月二十二日に開きましてから、十一月二十六日まで十九回總會を開いております。この總會において論議になつた主要な点を申し述べてみますと、第一番に問題になりましたのは、国家公務員制度の職階制、職階制をどういふふうにするか、職階制の問題であります。その次に問題になりましたのが公務員の任用の問題であります。任用をいかにするかという問題であります。その次に問題になりましたのは、給与をいかにするかという給与の制度の問題、それから公務員の分限、懲戒、保障、服務及び能率の増進というふうな問題について論議され、さらに退職の年金制度についても論議された。それから地方の公務員制度についての論議もありました。それから人事の行政機關、すなわち今日は人事院を中心になつてやつておりますが、これと内閣との關係をいかに結びつけるかという人事行政であります。人事行政の問題についての論議がありました。それからさらに各国の公務員制度の概要についての研究がありました。それから公務員の罰則をいかにするかという罰則の問題の研究がありました。さらにまた公務員の団体行動権と言いますか、団体交渉権と言いますか、あるいは労働権と言いますか、こういう問題についての論議がありました。さらにまた恩給制度についての論議、こういうのが本會議中の主要な問題として

論議されたのでありますが、先に申しました通り、十一月二十六日、十九回をもつて總會は一旦閉じて、小委員会に移してこれらの問題をさらに検討いたしました。五人の小委員会において検討いたしました、小委員会は二十九年の十二月、昨年の十二月から開会しまして、これまた毎週一回開きまして、ちやうど小委員会は十三回開いて、五月の末に小委員会での討論を一旦打ち切つて、これから主要問題についての結論を整理しようということ、この六月から主要問題の整理に入つております。これが今申し上げましたいろいろな項目についての整理中でありまして。この整理はこの六月中に大體の整理を終りまして、成案を得ましたならば概要について總會を開いて總會に報告をする。これは来月中旬にいたしたいと思つて考へております。七月中に總會に報告する、そして總會がこれを承認すれば、さらに今度は立法化の問題に入ると思ひます。こういう状況になつておるのであります。

以上、大體のことでありまして、経過だけ申し述べました。

○田畑金光君 總會並びに小委員会では今日まで取り上げて参つた項目別の事項の説明がなされたわけですが、七月の中には小委員会から付託された問題に關する總會も持たれる。そして總會を通じて、結論が出されるような情勢であることの報告は了承いたしました。私のお尋ねしたいと思ひますことは、まず第一に、人事行政の問題に關連いたしまして、政府は人事院制度についてどういふお考えを持っておられるのか、この点をまず承つたいと思ひます。

○國務大臣(大久保留次郎君) これは先に申しました通り、まだ公務員制度調査会の意見もまとまつておりませんが、確定してもおりませんが、論議の種になりましたのは、人事院というものをこのまま存続しておいた方がいいのか悪いのかという問題が一つでありまして。それから仮にこれを人事院をなくした場合、内閣の中にどういふ制度にしてこれを持つて来るか、あるいは人事院というものを作つた方がいいのか、あるいは行政機構の改革等に及ぶかもしれない、またこれを廃止して人事院等で所管させるということも一応考へられる、こういう御趣旨のように拝聴いたしました。それで間違ひありませんか。

○國務大臣(大久保留次郎君) そういふ点について議論は出ましたが、ただその結論はまだ出ていませんから、結論はどうかというところは申し上げかねるのであります。そういう論議は出ました。

○田畑金光君 それは公務員制度調査会においていろいろな意見も出たであろうことは予測されますが、私のお尋ねしたいことは公務員制度調査会の論議はとにかくいたしまして、現内閣といたしましては、人事院等についてのこれがあるいは根本的に変えるような行政機構という問題等についてのどういふお考えでおられるのか、この点について、行政機構の根本問題についてどういふ政府の方針でおられるのか、この点を大久保内閣大臣から承つたいと思ひます。

○國務大臣(大久保留次郎君) この公務員制度の調査会は政府の諮問機關でありますから、諮問の機關として生まれたのであります。この諮問機關の答申を参考いたしまして政府の意見をきめたい、こう思つております。まだ政府としての確定した意見は出ておりません。

○田畑金光君 もし公務員制度調査会において、人事院制度は改正すべきである、あるいは内閣の總理府の内局等にすべきである、こういうふうなもし答申が出されるならば、政府は人事院制度を改めるといふ考へ方でおられるのか、この点をお尋ねいたします。

○國務大臣(大久保留次郎君) それはその答申を待つてから一つ決定したいと思ひます。今こゝで言つてしまつても、答申がないうちに言つてもどうかと思ひます。

○田畑金光君 それでは大へん話し食い違ひが出て参るわけです。前のこの内閣委員会においても、その前の内閣委員会においても、川島自治庁長官は現内閣としては行政機構の根本的な改革等については考へていない。たとえば省の廃合とか、人事院の廃止等ということについては考へていない、あくまでも行政機構の現在の省庁の配置、人事院等については現行制度を守つて行くという明確な答弁がなされたわけでありまして。ところが今の大久保内閣大臣の答弁を承りますと、人事院制度等については、今後の諮問機關の答申いかんによつては人事院等に改めることも考へられる、こういう御趣旨であります。食い違ひがある

わけでありませう。この点について大久保国務大臣の答弁を求めます。

○国務大臣(大久保留次郎君) 今のお話し、食い違いはないと思います。ただそういう問題がこの調査会の論議に出たというだけでありまして、これは決定した問題でないのではありませんから、この点をよく一つ御了承を願います。

○国務大臣(川島正次郎君) 私の前回の答弁を御引用になりましたからして重ねて説明申し上げますが、現在の公務員には団結権もスト権もないのであります。そのかわりに人事院というものを置いて、公務員の利益を擁護するというのが現在の制度であります。人事院を廃止、縮小しますれば、当然公務員に対する団結権、スト権をどうするかというところに触れなければならぬのでありますからして、それとあわせて考えなければ人事院の廃止問題はこれは決定いたしません。従いまして、行政管理庁長官といたしましては、今日人事院を直ちに廃止する、あるいは権限を縮小する考えはない、こういうことを申し上げたわけでありませう。

○田畑金光君 大久保国務大臣もお聞きの通り、川島自治庁長官としては、人事院制度というものが公務員の労働基本権を制限、禁止したその補充として、補充として、あるいは代替として人事院というものが設置されたということを明らかにされたわけでありませう。従いまして、行政管理庁長官としては、公務員の団結権あるいは団体交渉権、こういう基本的な問題にも触れてくるので、今の内閣行政管理庁長官としては人事院制度を廃止するとい

うことは考えていない、明確に言い切っておるわけでありませう。前回においても速記録を見れば明らかであります。川島長官は、公務員の団結権、団体交渉権制限の結果生まれたのが人事院制度であつて、現内閣は人事院の廃止とか、省の廃止統合というふうな、こういう根本的な機構改革は考えてない、こういうことを明確に言い切っておるわけでありませう。大久保国務大臣の答弁は、変りがないというけれども、聞く方からいうと変りがあるのです。これについて一つ明確に答弁願いたい。

○国務大臣(大久保留次郎君) 私はただそういう論議が出たというだけ申し上げましたので、そういう意見を申し上げることは申し上げないのですから、この点を一つよく御了承願いたいと思ひます。公務員制度調査会における論議が、こういう話が出たというのを申し上げましたので、私がそういう意見を持ったと、こういう話じゃないのですから、この点を一つ御了承願いたい。

○田畑金光君 大久保さん、あなたは私の質問の要旨がわからぬのじゃないのですか、公務員制度調査会でのそのような問題が出たというところはどうに私は承わつておるし、その御質問は終つておるのです。公務員制度調査会の答申があるうと、なかりうとにかかわらず、あくまでも諮問機関であるから、現内閣としては機構改革について根本的な方針があるはずで、その根本的な方針は何かと私は尋ねておるものであつて、今問題となつておる人事院制度についてどう大久保国務大臣は考へておるか、そういうことを私は尋ねておるのです。

○国務大臣(大久保留次郎君) それは先ほど私が申し上げたのですが、せっかく政府が前の内閣から就いてこの公務員制度調査会というものを設けて、知識経験者、大学の教授その他を網羅して研究しておるのですから、この研究の結果を参考に意思決定をしたというので、私まだ考えをきめておられません、こう申し上げたはずと思ひます。

○田畑金光君 人事院制度というものが公務員の団結権、団体交渉権の制限の結果、公務員の労働条件の維持改善、あるいは身分の保障、こういうふうな建前から人事院制度が生まれたというところは、大久保国務大臣は御承認になりますかどうか、この点をお尋ねいたします。

○国務大臣(大久保留次郎君) それはつまり公務員の労働権、利益を代表する機関としての人事院を、たとえ人事院という形がどうなるうとも、政府以外に別個に置くべきであるという意見はこれは起つております。それは別個の問題として考えます。

○田畑金光君 私はどうも川島自治庁長官と大久保国務大臣の答弁が大きな食い違いがあることを残念に思つておるのですが、今のお話によると、もし人事院制度をかりに廃止して、他の機関でたとえ労働権を当てるうと、あるいは人事院制度にかわるような機構を考へるとかというふうなことになるうと参りますと、人事院制度の趣旨というものは根本的にくつがえされるうと考へるわけでありませう。そうなるうと考へるわけでありませう。これは根本的な国の行政機構の改革に及んでくるわけであつて、川島自治庁長官の答弁にあるように、根本的

な機構改革は考えていないのだ、こういう説明と、同じ内閣において関係閣僚の意見がこのように食い違つておるというところは不統一であると思へるわけでありませう。

○国務大臣(川島正次郎君) 前回の委員会の御質問のとき私が答弁申し上げたのは、御質問の趣意が、根本的に行政機構の改革をするかという御質問でありましたからして、現在政府におきましては省の廃合等は考へておらぬ、こういうことを申し上げました。しかば人事院はどうか、こういう重ねての御質問でありましたからして、行政管理庁長官といたしましては、現在人事院を置いたときの理由にかんがみまして、今日は廃止する気はないのだ、こう申し上げたのであります。大久保大臣の申し上げておるのは、公務員制度調査会としては、人事院の問題に就いて研究したけれども、結論は出ておらぬ。公務員制度調査会のことを答弁しておるものでありまして、人事院を廃止する、しないというところは、これは内閣内部から申し上げたら行政管理庁の主管でありまして、私が申し上げておることが内閣の趣意とおくみ取り願つて一向差しつかえございませう。

○田畑金光君 それじやないでいまの川島自治庁長官の答弁で私は了承いたしました。行政管理庁長官としての川島国務大臣の権限であるので、今日現内閣が人事院制度の廃止については考へてない、こういう明確な答弁をなされたわけでありませう。この点大久保国務大臣も、先ほど来の私の質問に對しまして、直接の所管でなければ、ないといふことを明確に答弁なさればいい。直

接の所管でないから、それは川島自治庁長官の答弁が政府の答弁である、そういうことになさるうならば、話は至つてスムーズに済むわけでありませう。この点大久保国務大臣にいま一度、川島長官の今の言葉を政府の言葉としてお聞き取りできるかどうか、あらためてお尋ねいたします。

○国務大臣(大久保留次郎君) それはもうその解釈でけっこうです。私はもうその解釈をされてけっこうです。

○田畑金光君 けっこうです。

○委員長(新谷實三郎君) 速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め。それでは行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の審議は一時中止いたしました。ただいまから、外務大臣が御出席になりましたので外務省設置法の一部を改正する法律案を議題として審議をいたします。

○木下源吾君 外務大臣に簡単に二点お伺いします。
まず第一点は、移民に関する問題であります。先般来当委員会においていろいろ質疑をいたしました。が、政務次官から、わが国の移民の方針は従来行なつたような、いわば帝國主義的なそういう意味ではなく、平和的な移民、平和移民という方向が今後とられなければならない、こういうような御答弁がありました。そこで伺ひますが、先般わが国はバンドン會議におきまして、その會議の宣言たいわゆる平和五原則に賛成したのであります。そこで平和五原則は、中心をなすものは言うまでもなく平和共存、あくまでも話し合

によつて世界の各国との間の問題を解決しようということが基本であり、またお互いに内政には干渉しない、領土の主権を尊重する、互恵平等の立場に立つて互いに貿易をやりとり、そういうようなことが臨まれておるのであります、そこでこれが平和五原則と言われている。そして今わが国は新らしい移民の方向を平和移民の方向に持つて行こうとしているならば、今のよう

と考へます。また領土の面におきましても、国内においては数百年の施設、軍事基地が設けられております。これらの実情を先般来から調査してみますと、必ずしもわれわれの主権といふものが尊重されておるといふことが言えない点もあつて、それまた私

の問題に対して、外務大臣はどういうような考へを持っておられるか、願わくは平和移民遂行のために、平和原則を貫く具体的な方針をお示し願ひたい、かように考へます。これが一点であります。

○國務大臣(重光葵) それじゃこの

今、御質問は移民に關することであつたと思ひます。パンドン會議にお

いて平和五原則といふものができまし

た。これはお話の五原則といふのは、

周恩来、インドのネル總理等の主張

したものでありまして、いかにも何か

宣伝に使われたような感じがいたしました

わけでございますが、パンドンにおい

てはそういう思想もろゝろ入れて十原

則といふものをこしらへました。その

十原則のうちで一つの重要な点は、日

本代表の主張であつたのでございま

す。これを原則として、宣言としてこ

しらへ上げたのが、日本代表が非常に

あつた力があるものであります。初

めは宣言にしないといふような議論が

ありましてけれども、わが方の主張に

よつて非常にこれが宣言として重きを

なしたわけでありまして、その十原則、

これは平和五原則と言われても少しも

さしつかえない非常に平和主義の宣言

でございます。そこでこういう宣言に

それではなぜ日本が非常に力を入れた

か、パンドン會議で特に力を入れたか

と言いますと、日本の今日の海外発展

は、御承知の通りによつて第一が経済発

展でございます。その中に移民の問題

を含めてもよろしうございませう。御承

知の通り、移民を外国に出すといふ

ことは戦前ではほとんどこれは問題に

ならぬやうな状況で、これは非常にき

らわれておつた。その原因はしばらく別として、特に東南アジア方面に移民を送り出すといふことは、日本の政策に対する非常な猜疑心からこれは事実できなかった。そこで日本に対する猜疑心、すなわち日本の侵略政策に対する猜疑心でございます。これを取つて

のけなければ貿易もできない、すなわ

ち移民もまたこれできないといふこと

で、この猜疑心を取つてのけるために

は、あらゆる機会に、日本は侵略政策を

持つておらぬのだ、日本は平和政策で

行くのだといふことを外国に浸透させ

なければならぬわけでありませう。それ

でパンドン會議においても、特に日本

の代表も重きをおいて力を注いだのは

その点であります。それでありませう

から、このパンドン會議の平和宣言とい

ふのは、たしかに國際間の猜疑心を取

りのぞき、かつまたあつたべきを少し

も少くするといふ方向に向いておるこ

とは事實でございます。また日本は

そう向けたかと思つてこれに参加した

わけでございます。しかし今日の國際

間において、一足飛びに國境を突破す

るといふことができぬのみならず、猜

疑心を全部払拭して行くといふことも

これまで不可能でございます。そこで

パンドン會議で平和五原則が採用せら

れたから、すぐこれに参加しておる國

が、日本の移民を平和移民としてす

べて歓迎するかといふと、それはそう

は参りません。これはいろいろ手續を

経て、日本に対する猜疑心を取りのぞ

いて、そして漸次に進んで行かなけれ

ばならぬのでございませう。今日にお

いても、相当東南アジア方面で日本の技

術家が歓迎されるとかいうやうな現象

が起つております。農業に対する技

術、漁業に対する技術、こういう技術を入れたといつて、まあこれを移民の方から言へば技術移民と申します、か、そういうやうなやうな言葉で言わ

れておりますが、さうなこともでき

得るのでございませう。これはしかし

漸進主義で行かなければならぬ。向う

の了解を得るに従つて進んで行くとい

ふふにして行かなければ、すぐ故障

が起ります。そこで猜疑心をのぞい

て、日本の政策を十分に、正しい政策

を強く進めて行つて、経済、外交、移

民も含めた外交を進めて行きたいと

考へておるのでございませう。しか

し幸いなことには、移民はアジア方面

以外に、たとえば中南米に対する移民

は、これは受け入れ態勢が非常によく

なりました。日本人の評判がよいので

ございませう。そこで中南米方面にお

いては、今、日本移民は歓迎される状

況になつてゐる。このいい受け入れ態

勢の時期において、一つで得るだけ

日本の移民を、平和移民をこゝう土

地に送り出したいと思つて、まあ今回

もその施設の一部として、若干の手

算を成立せしめることに努力をしてお

るわけでございます。中南米における

移民は、相当將來も聞き得ることと考

えております。移民に対するお答をい

たしまして、以上の通りに御説明を

いたします。

○木下源吉君 今の御答弁ではまだ不

十分です。もちろんパンドン會議は五

原則を中心とする、植民地政策を排除

する等々をつけ加えたいろいろな決議

が決定せられておる。いずれもおつ

できないと考えますので、国内においてできるだけそれを猜疑心を起させないような政策を著々実行して行くという事でなければ、私の質問に満足に答えていただいたとは私は考えない。それで差しつかえなければ私はよろしいと思いますが、どうでございませう。

○国務大臣(重光葵君) さようにやって行く考えを持っております。またさようにやって行かなければならぬと思ひます。

○木下源吾君 次は富士山ろくの演習場についてであります。先般来当委員会において、この富士山ろくの演習場をめぐる最近の諸情勢は非常に憂慮すべきものがある、こういう見解からこれが調査に乗り出したのであります。私が、私は昨日院議によつて現地を見に参りました。一昨日の私が参りました夜から昼も、ゆうべ私は河口湖畔に泊りましたが、この夜もわれわれはくぐり野砲の音を聞いたわけですね。現地でわれわれのわきを、頭の上をすぐ通つて大砲が撃たれておる。その音は肝を冷すという形容が一番妥当だと思ひます。そういう演習をやつておる。いろいろ問題があります。入会権の問題であるとか、あるいはその他の借上げ料金等々の問題、いろいろありますが、ここで重要なことは、当初あそこの演習場はアメリカの方で希望したのではないのだ、日本側から進んでこれを提供したのだ、こういうことを現地で私聞いたわけなんです。果してそうであるとするならば、ほかにも条件があります、これを早急に返してもらつたらどうか、そういうことを一つ大臣からアメリカの方に御交渉をな

さるお考えがないかどうか。もちろんただこれだけを申し上げますというとは、はなはだ今まで協定してやつておるものを、ただ大砲を撃つからというこゝとだけでこれを返してもらうということは、理由が成り立たないやうに考えられましよう。しかし実は当初日米合同委員会によつて提供したこの当初に、すでに所有権者、入会権者に対する承諾がなされておるというわれわれの調査の結果が生まれてきております。これは明らかに国内的な諸法規を十分に尊重し、適用したやり方でないと考えられる点が一、また道義的には、富士山は日本の象徴である、この富士山のすを野を、明日から登山の山開きになるわけでありまして、今日一ぱいはあの実弾射撃をやつておるわけでありまして、こういう点、また今砲座を掘え付けて発砲しておる地点を含めて、これはかつて山梨県が災害に会つたときに当時の御料林、今は御料林を下賜されたというので、これは恩賜林と呼ばれておるのであります。この恩賜林が、あの途方もないずうたいの砲車、数門銃と網をかぶつて並んでおりまして、この砲車によつてじゅうりんされおるのであります。等々のことを思ひ合はせるときに、国民感情と言いますか、また富士山の場合には日本のプライドと言ひますか、そういうものが異国の軍隊によつた泥ぐつによつてじゅうりんされておるというこの実情は、何としても私は日本国民は承服できないと思ひます。ことに当初は実弾射撃をするというこの約束はなかつた、にもかかわらず、中途から不十分な代表者の、それこそ承諾で

はない承諾ということをして今この演習が実行されておるのであります。かたがた外務大臣はよく実情をお調べになりまして、これが返還をえてアメリカにお話になるお考えがございませう。かゝる点について昨日私はなまなましい調査の結果、あなたに御質問申し上げまして御回答を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(重光葵君) よく伺ひました。この富士山ろくの演習場の問題については、私は直接の何を持っておりません。これを御承知でございませう。

これは特別調達庁の關係であつて、特別調達庁のうちに、施設特別委員会というものがございまして、これについていろいろやつております。しかし私も今お話をよく一つ話しまして、特別調達庁と連絡を密接にしまして、よく調査をいたしまして、できるだけのことを一つ私もやつてみたい、こう考へております。さう御了承を……。

○長島銀藏君 外務大臣にお尋ねいたしたいと思ひますが、最近におきましては、平和という言葉を、最近に平和という問題が日常の新聞を非常ににぎわしておるわけにございまして、われわれ日本も平和国家建設ということに非常に努力をしておるわけにございまして、実は昨年私欧州を視察して参りましたが、各国ともやはりこの国に行きまして、平和という言葉を盛んに使つておるわけにございまして、その平和をもちますための一つの方法をいたしまして、その国の特有の芸術を送りまして、その国の特有の芸術を公開することによつて自國を理解してもらつて、かようにこの國でもやつておるやうに見受けられたの

でございまして。仄聞するところによりますと、本年の七月か、八月にパリにおいて芸術祭が行われる。わが國でも劇団派遣の招請状が到来しているやに聞いています。ございまして、わが國においては、かような国際的なものが行われておるときに當りまして、劇団を派遣してこの芸術祭に参加せしめる考へが外務大臣におありかどうか、これを承わつてみたいと思ひます。

○国務大臣(重光葵君) 今は平和國家、お話の通りであります。平和そのものが悪用、悪用と申しますか、政策的にあまり利用される場合においては、平和と政勢という言葉も出てくるわけにございまして。芸術文化の方面で各國の間に国際的に理解を進めて行くことが一番親善を増進する上において効果的であるということも今定論のあるところで、そこで文化外交ということが言われるわけにございまして、しかし文化芸術をもちやうとあまり政策的にこれを利用しようということになると、平和と政勢の一つとして人が非常に疑うやうになつてくる。それで私はやはり文化の交流ということ、策略でなくして、文化そのものの表現をそのまゝに交流することがいい、こう考へるわけにございまして。さういふ非常に政策的の意味でない、策略的のものでなければ、さういふことは国際的にわが國の力の及ぶ限り、これは協力すべきだと、こう考へております。今パリのお話にございまして、それを今、係の者に聞いてみましたが、まだ聞いておらぬといふことではございまして、今のやうな趣旨でこれを処理することに私

はいたしたい、こう考へております。

○長島銀藏君 そこで私はこう考へるのでもございまして、去年のロンドン滞在中に感じたことではございまして、どうも戦後の日本の文化國家、平和國家を建設しつゝあるわれわれに對しまして、意思の疎通が欠けておるためか、何かしりませんけれども、日本を十分に理解してくれないやうな合に感じて参つたわけにございまして、これは実にまあ悲しいことではございまして、われわれとしてはやはり自由國家群の一員として、十分に日本の独立後の國情をも理解していただくという方法をとりたいたいと思ひます。ございまして、つい数日前の新聞に、アメリカへ對しまして、日本個々の建築様式によりまして、多分新聞の写真でございまして、からよくわかりませんが、茶室のやうなものだと理解しておるやうな、さういふものをアメリカへ送るという記事が出ておつたわけにございまして、さういふ際に私はまあ國費も要すること、國の財政から行きまして大へんではございまして、より以上日本を十分に理解していただく意味合いにおきまして、たとえば日本の名優市川猿之助のやうな、ああいう方にお願ひして、それを先ほど大臣のおっしゃつたやうに、策略という意味でなく、もつと何と申しますか、さういふ策略なんといふ考へを除きまして、さうしてほんとうに日本の現状を十分に理解してもらつたのだ、日本としては自由國家群の仲間に対して、さういふやうな考へ方で、さういふ都合に頼つておるのだといふやうなところを十分理解していただく意味におきまして、この劇

○田畑金光君 次にお尋ねいたしますことは、フィリピンとの賠償の問題であります。この点に關しましては、いろいろ衆議院の、あるいは参議院の外務委員会、あるいは予算委員会等において十分議論を尽くされておるようでありますが、ただこれらの話し合いの経過をたどつてみますと、なるほど日本政府は八億ドルの額は明確に出していないかも知れません。しかしフィリピンにおける政府の発表や、ネリ団長の談話の発表等を伺ったときに、少くともそのような示唆を与えたであらうことも予測されるわけであります。とにかくフィリピンとの今後の賠償の話し合いは、近くフィリピン政府から何らかの申し入れがあるものと期待されるわけでありますが、日本政府としてもフィリピン政府の申し入れに応じて話を進めて行くとする方針であるのかどうか、この辺の事情をお尋ねしておきたいと思ひます。

○國務大臣(重光葵君) 今お話の通りでございます。それらの問題は他の委員会ではもういさゝかして討議がございました。しかしそれはそれにして、フィリピンとの交渉の問題について、フィリピン側から新聞情報としていろいろなことが来たことは事実でございます。八億という数字も新聞情報に載せられました。しかしこれは他の機会においてはつきりと御説明いたしておる通り、フィリピンとの交渉はまだはつきりした数字は出ておらぬでございます。むしろ内交渉でございすから、いろいろな言い合ひはございました。しかしながら、このまゝまづたはつきりした数字が幾らか、まづた数字と申し上げれば、向うは

十億、こつちは四億、こういつて出たのでありますけれども、むしろそれで接近するわけではございませぬ。そこでいろいろな考え方が検討されたことは事実でございますが、その結果は結局は得ませんでした。そこでフィリピン側としては、フィリピン側の意向を今とめておるときであつて、昨今はその意向がまゝつたといふようなことも新聞には来ております。それはまゝと次第向うの意向は、向うの案としてはこれであるといつてこれが出て来るだらうと思ひます。それが遠くないと私もは期待しておりますのでありますが、それが出来た上で、その提案についてわが方は検討をいたしまして、わが方の考えもきめて、正式の折衝に移りたい、こう考へておる次第であります。

○田畑金光君 私のお尋ねしたいことは、要するに向うから申し入れが来るであらうという時期であります。が、國田政務次官も近々そのような申し入れがあるであらうといふことを予期されておるわけでありまして、この問題としてはせつかくこゝまで兩國の話し合ひが進んで参りました以上、また一日も早く國交の正常回復をはかるといふ兩國の願望から申し上げまして、すみやかに話し合ひを進めるべきであると考えておるわけでありまして、この点に關しましては、近々といふわけでありますが、政府はいつごろまで来るであらうと予想されておるか、この点あらためてお尋ねしたいと思ひます。

出先と向うの政府筋といろいろな接觸をいたしておりますから、その結果によりますといふと、まづ遠からずと言つていいのじゃないかと思ひますが、いつ来るかといふことは實際わかりませんが、向うはなるべく早くそれをまづめて日本側に提案したいといふことを申しておるわけでありまして、その上はその提案を十分に一つ検討をして交渉に臨みたい、こう考へております。

○田畑金光君 話は若干変わりますが、外務大臣も本日出席されました。お聞きの通り、最近において在外資産の処理促進に關する決議案が満場一致で可決を見たわけでありまして、六月二十三日、同じく衆議院におきましても満場一致をもつて可決されて参つたわけでありまして、外務大臣は、院の決議に照らし慎重に検討を加へますという発言があつたわけでありまして、何事によらずこれは慎重に検討されておる、こゝろ思ひますけれども、決議の趣旨はすみやかに予算上の措置、法律上の措置をはかるべしという趣旨であるわけでありまして、これに關しまして、外務大臣として慎重に検討するといふことは何を意圖されておるか、御答を願ひます。

○國務大臣(重光葵君) お話の点は心得ておるつもりです。慎重に検討するといふのは、それを心得て一つやうう。しかし今私は予算処置をどうするんだといふようなことは申すことはできません。ほんとうにその趣旨を、院議を尊重して慎重に検討すると申し上げたつもりは、今お話しのようなことを十分一つ心得てやりたいと、こゝろいいたいと思ひます。それで御了承願ひます。

○田畑金光君 心得ておるということ、私のお尋ねすることは、要するに立法上の措置と予算上の措置をすみやかにかはるべしといふことであります。が、その点を御了承になったといふ意味であります。かゝるか、この点。

○國務大臣(重光葵君) さうな点は、院議を尊重する場合においていろいろな手段を講じなければならぬと思ひます。いかなる手段を講じなければならぬかといふこともあわせて検討したいと、こゝろお答えをしておるわけでありまして、財政上の処置をするためには、はつきりお答えをするためには、これはむしろ財政当局との協議を経なければなりません。法律關係においては法制局の検討をも経なければなりません。十分にさういふようなことを院議を尊重して検討をしよう、こゝろいふことが、すべてのことが含まれておることと思つておるわけでありまして、今具体的なことを私はお約束するの、かゝつて私としては行き過ぎだらうと思ひますから、この程度で御了承を願ひたいと思ひます。

○田畑金光君 この点に關しまして質問をすると長くなるわけでありまして、従つて私は結論を大臣にお尋ねしたわけでありまして、と申しますのは、先ほど申し上げましたように、本委員会におきまして、私の質問に対し、國田政務次官は明確な答弁をなしておるわけでありまして、すなわち引揚者の在外財産の処理の問題は、たとえば五月の十一日、日米の取り決めがなされたと同じやうに、第一は在外の財産を返還してもらいたいといふ問題だと思ふわけでありまして、在外財産の返還請求であります。第二の問題として、もし在外財

産の返還要求が外交交渉の結果なおできなかつたといふやうな場合に、そこに当然國內法上の措置として補償といふ問題が出て参るはずであります。アメリカにおいては、六千万ドルの日本政府の主張が、結局結果においては一千万ドルに割られておるわけでありまして、しかしとにかくサンフランシスコ平和条約において、財産権その他の請求権は一切放棄しておる。だがしかし、アメリカは國內法を修正して、私有財産の一応尊重の原則を貫こうとする誠意を示したわけでありまして、ところが台湾政権の場合は、日華平和条約第三條によると、明確に、兩國政府はこの問題について話し合ひをする、取り決める、こゝろいふことになつておるはずで、今まで日本政府は何をやつて来たかといふことを私は尋ねたいのであります。この点については中川アジア局長から、先般の委員会においでる現在までの経過は説明なさつたわけでありまして、要するにその結論は、台湾政権は、向うの日本における財産と、台湾にある中国人の日本における財産請求権と、日本人並びに日本國が台湾に持つておる財産権その他の債権の請求権とを相殺しよう、まあこゝろいふ考へ方であるやうであります。そうなつて参りますと、当然個人の財産といふものが、國と國との話し合ひの結果に基いて相殺をされる、返還されない、こゝろいふ事実が発生して来るはずであります。で、その場合、この個人の財産について政府はどういう補償措置を講ずるかといふのが、本日の決議案の趣旨であらうと私は考へるわけでありまして、そ

ういような重大な問題に對しては、今の外務大臣の答弁というものは、まことに私は不親切き、わかる答弁だと云わざるを得ません。この点に關しては、明確に先ほどもまた本會議において私は申し上げましたが、國田政務次官は、「在外資産の返還の交渉と、それから国内における在外資産の補償支払いの件は別個の問題でございます」と、こういう場合にはつきりと

ておるわけでありませう。従いまして、私の聞かんとすることは、もし外交交渉の結果、政府の力では返還をさせることができなかったという結果が生じた場合には、日本政府としては国内措置として、先ほど申し上げたように、立法上、法律上の措置をはかるべきだと私は考へるわけで、その点外務大臣の所信を承わつておきたいと思つてあります。

持つて、この問題はできるだけ解決をしなけりやならぬ、國田政務次官の言通りであります。しかしながら、それで結果が十分でない場合はどうなるか、十分な結果を得れば、それは補償はつくのでありますから、それはそれでいいとして、十分でない場合には国内問題になるから、これは一つ政府としても国家も十分これを考へなければならぬといふことになる。そこで私は今日の本會議の決議になつたことだろ

とていふ不可能ではないかといふところも予測されるわけでございませう。すでに台湾政權においても、日華条約の第三條に明確にうたつてゐるにもかかわらず、じんぜん事をかまえて今日まで話し合ひに乗つてこない、応じていない、具体的に進んでいないといふことをわれわれは忘れることはできないはずで、さらに朝鮮の場合を見ましても、一昨年来、日韓の交渉がとだえたのも、大きな一つの理由は、この財産権あるいはその他債權の請求權問題といふのが、兩國間の交渉の糸口を困難にならしめてゐるはずであります。

申し上げておられますすみやかなる國內処置をとる誠意があるのかどうか、あらためてこの点をお尋ねいたします。

○國務大臣(重光葵) 私は率直に申し上げれば、この外交交渉を待つてこれをどうするといふことは、本當にこれは待ち切れなかつております。それだから、これはすみやかに検討しなけりやならぬ問題だと思つております。しかしこれは非常に複雑な問題であります。國家の負担その他検討すべき事項が非常に多いと思つて、けれども、それは今申し上げる必要はない。これは非常に検討を要する問題だといふことになつては、これは私は容易なことではないと思つて。

「在外資産の返還の交渉と、それから国内における在外資産の補償支払いの件は別個の問題でございます」と、また、速記録の十六ページの一番下の段に、「在外資産の返還の交渉と、それから国内における在外資産の補償支払いの件は別個の問題でございます」と、また、その次に、「政府といはしめては、當然國際法規並びにヘーグの陸戰法規にも規定してあります通り、戦いに負けた國が勝つた國に賠償を支払うといふことが規定してございます」といふことが規定してございます。

○國務大臣(重光葵) それは私がすべてお答えした通りであります。今御指摘になつた國田政務次官の言明は、これは私は非常に賛成です。この通りに行かなければならぬ、そうであるから先ほど私はあいつ御返事をいたしたわけでありませう。そこで繰り返して申します。お話の通りに、米國との關係は、これは日本が放棄しておるんだけれども、まあ向うがいろいろやつておる、これは私は非常に好意であると思ひます。これをできるだけ助長してすな、補償してもらわなかならな

今日の本會議の決議になつたことだろと思ひます。これは十分尊重して、その趣旨によつてこれを慎重に検討してやるべきことはやらなければならぬ、それをやろうと私は申し上げてゐるんですから、私はそれでもつて御返答は全部尽きてゐると私は思ひます。しかし今、いつ何とぞどういふ予算を提出して、どうはつきり法律をこしらへるといふことを私は今申し上げるの

たのも、大きな一つの理由は、この財産権あるいはその他債權の請求權問題といふのが、兩國間の交渉の糸口を困難にならしめてゐるはずであります。そういふことを考へたときに、私はすみやかにいふ表現を用ひましたが、現内閣がいままで続くかといふ問題も考へなくちやなりません。今のような状態で経過しますと、この内閣が通常國會まで持つのかどうかといふこともわれわれは実は心配をしてゐるわけでありませう。そんなこともわれわれは國內政治條件として考へないわけには参りません。とにかくまあ次の通常國會までは存命であることを希望しますが、

○國務大臣(重光葵) 私はただいまの外務大臣の答弁にありますが、外交交渉の結果を見ても、これはやらないことと同じ結果を持つものと思ひます。外交交渉の問題は外交交渉の問題として、別個に、国内措置としては衆参兩院における院の決議を十分に尊重されて、同時にまた、國田政務次官が本委員會におきまして答弁を外務大臣も確認されておられますので、すみやかなる機会に國內措置をとられることを強く要望したいと思ひます。もう一つ私はお尋ねしたい点があります。これもその他の機會において十分論議をなされたことと思ひますが、六月十八日の新聞によりますと、重光外相が十七日夜の閣僚懇談会で、ロンドンにおいて行われておるマリクソ連全權とわが方との話し合ひについて説明をなさ

ることは明瞭に書いてあるところでございます。しかし、この意味におきましても、外務省といはしましては、當然そのような關係から、各國に對しましては、特別の規定を除くもののはかに、個人の私有財産の解決については極力折衝しなければならぬと、これと無關係にしまして、かりにその他の國々との折衝ができない場合におきましても、国内においてはこれに對する支払いをやるのは當然のことではない、明確に國田政務次官は答弁をされ

も、これはもう引き続き日本側から督促をして交渉を進めておるのであります。しかしこれにはまた先方の都合もあり、利害關係もあつてなかなか向うも準備ができません。そこで延び延びになつておる。しかしこれは督促しなければならぬ、大いにやらなければならぬ。台湾の問題も、それは大きな問題、朝鮮の問題もある、それは大きな問題、韓國との交渉、これは朝鮮との國交の正常化といふ問題にひつかかつてきてなかなか容易じゃございませう。ございませうけれども、これも極力進めてやらなければならぬ。さういふこと、各國との間において外交交渉を

全面的に大臣も認めるというものであります。その点の御答弁は私も了承いたします。ただ私は重光外務大臣に特に考へていただきたいことは、もうすでに戦後十年の月日が経過してゐるわけでありませう。そうしてこれからなお台湾や朝鮮や、あるいは中共や、その他の國々とお話し合ひをして在外財産の返還の問題を進められるわけでございませうが、非常にこれは成果を得るまでには長い時間がかかると考へます。また國によつては時間をかけても

といふ不可能ではないかといふところも予測されるわけでございませう。すでに台湾政權においても、日華条約の第三條に明確にうたつてゐるにもかかわらず、じんぜん事をかまえて今日まで話し合ひに乗つてこない、応じていない、具体的に進んでいないといふことをわれわれは忘れることはできないはずで、さらに朝鮮の場合を見ましても、一昨年来、日韓の交渉がとだえたのも、大きな一つの理由は、この財産権あるいはその他債權の請求權問題といふのが、兩國間の交渉の糸口を困難にならしめてゐるはずであります。

○國務大臣(重光葵) 私は率直に申し上げれば、この外交交渉を待つてこれをどうするといふことは、本當にこれは待ち切れなかつております。それだから、これはすみやかに検討しなけりやならぬ問題だと思つております。しかしこれは非常に複雑な問題であります。國家の負担その他検討すべき事項が非常に多いと思つて、けれども、それは今申し上げる必要はない。これは非常に検討を要する問題だといふことになつては、これは私は容易なことではないと思つて。

○國務大臣（重光葵君） 日本政府の態度は、もう本院の本会議においても私は詳細に報告した通りであります。その態度を逸脱することはないのでございます。それで御承知を願いたいと思います。

○田畑金光君 何らまあ前進してないわけですが、この園田政務次官の筆弁は、事実このように、近く中共における在留邦人の引き揚げについては正式に日本政府から中共政府に申し入れ

明もその意味であります。しかしその

とないということがまず私は感じられると存じます。こゝいう点、私もど

も重光外務大臣は、この在外財産に対しては、御関心が薄いのではないかという点を非常におそれておられます。その点で、まずこの点がどういふふうになっておるか、大臣の御所見はいかようにおありになるかという点を御明示をいただきたいのであります。

○國務大臣(重光葵) 私は実はその委員会は現内閣において一度も開いておらぬという御議論を本会議で伺いまして、ほんとうに心外でした。さうなことがあつてはならぬと思ひます。もつとも今聞きますという、それは少し事実でないようでございます。事実でないようでございますけれども、それは熱心にたびたび開かれたことではないことはその通りでございます。いまから、私はこれは非常に心外だと思つておられます。それはいろいろの事情もございまして、しかしこの問題は私はまあ各個人々々非常な重要な問題になるわけであり、するから、十分熱意を持って取り上げなければならぬ問題である。特に戦敗のあとを受けて、日本国民全体が協力一致して国家再建の道を進まなければならぬ今日、また進みつつある今日、さうなことは私は非常に注意して取り扱わなければならぬ問題だと、こう思つておる次第でございますが、さういふ院議、決議の御趣旨はほんとうに尊重して、必要ある措置を検討して進んで行きたいと、こう私は思つております。

この問題は直接外務省の問題というものであつたと思ひますが、関係のあることはいろいろございまして、私はさういふ本会議の発言は、むしろ政府を代表して発言しておつたこととございまして、単に外務省の關係の仕事のみについて言つたわけではございません。まあ私はさういふふうな考へておる次第でございますから、どうかまあ、この問題について私はちよつと自分の感じだけ言つても非常に大きなことである、また重大なことであると共に非常に複雑なことであると思ひます。どうかさうな場合には十分皆さんの御協力を得たいと考へる次第であります。

○中川以實 今の御答弁を伺ひますと、この審議會の問題につきましても、私の本日本会議における演説によりまして、初めて大臣が審議會が活発に動いていなかったということを知りになった。事ほどさういふこの大きな問題に關しまして御関心がなかつたということが、また逆に言へるのじゃないかと私は思ひます。しかしさういふ決議によつて非常に御認識を高めておられます。この御認識のほどを御示しになっておられます。これを私もこれを了解いたしました。今日わが国の財政がきつめて窮乏の困難な事態に直面をいたしておられます。これはわれわれもよくわかつておられますので、何も私もはその政府が補償する額の大小を論ずるのでなく、この際何といたしまして、さういふこの際、何といたしましては犠牲になつた人に、国といたしましては誠意のほどを一日も早く示すべきではないかというのを申し上げたいのであります。どうぞ一つさういふ観点からお立ちになりまして、このせつかくでございまして、審議會を一つ活発に御活用になつて、大臣のりっぱな諮問機関として一つこれを御運用になりますように特に私は希望いたします。

○國務大臣(重光葵) 私は実はその委員会は現内閣において一度も開いておらぬという御議論を本会議で伺いまして、ほんとうに心外でした。さうなことがあつてはならぬと思ひます。もつとも今聞きますという、それは少し事実でないようでございます。事実でないようでございますけれども、それは熱心にたびたび開かれたことではないことはその通りでございます。いまから、私はこれは非常に心外だと思つておられます。それはいろいろの事情もございまして、しかしこの問題は私はまあ各個人々々非常な重要な問題になるわけであり、するから、十分熱意を持って取り上げなければならぬ問題である。特に戦敗のあとを受けて、日本国民全体が協力一致して国家再建の道を進まなければならぬ今日、また進みつつある今日、さうなことは私は非常に注意して取り扱わなければならぬ問題だと、こう思つておる次第でございますが、さういふ院議、決議の御趣旨はほんとうに尊重して、必要ある措置を検討して進んで行きたいと、こう私は思つております。

そこで台湾の問題でございますが、これも田畑君からお話があつたのでございまして、これは日華平和条約によりまして、第三条によつて明らかに私有財産権は尊重されておる。まあ両国の話し合いにゆだねると存じます。しかも今日はもう平和条約を締結したから日子もたつております。さういふ、りっぱな芳沢大使も向うに御赴任になつております。その後この問題について一体どの程度の話し合いが進んでおりますか、どういふふうに行かうという御方針であるかという点を、一つここに大臣より御示しをお願いのであります。

○國務大臣(重光葵) 今の台湾の問題でございますが、お話のように第三条、これは先ほどの御質問にもございまして、私も簡単に御答へをしたわけでございます。これはもう今ひつかつておるのは実は向うの都合で時間を食つておることが事実のようでございます。こちらとしてはほんとうに急いでやりたいのでございまして。そこで今後私としてはあらゆる方法で督促をするようにして、さうして解決に少くとも近づいて行くように最大の努力を尽したいと、さういふふうに申し上げて御了承を得たいと思ひますが、しかしさういふことについては、ここにちよつと中川局長がおりますから、十分の御説明を得ることと思ひます。

から、現実の問題といたしましては、先方は調査不十分である、調査がまだできないというのを理由といたしまして、いまだにその交渉開始に應じていないのでございまして。さういふ事態はなほ遺憾でありますので、最近、これは先月でございますが、改めて芳沢大使に訓令いたしました、正式の文書をもつて再度交渉開始方を申し入れておられます。これは実際の話をするだけでは、申し入れをするだけではなかなかからちがきませんので、はつきり記録にも残しておくというので、必要あることに正式文書をもつて公式に会談開始を申し入れておられます。さういふして今後引き続き努力を続けたいと思ふのでございまして。何分先方はいろいろ先方の事情と申しますが、考え方がないのが従来の経緯でございますから、この問題はなかなか將來において困難性があるのではないかと、かやうに心配いたしておられます。しかし今後とも引き続き努力を続けて参る所存でございます。

○中川以實 台湾の問題は朝鮮と違ひまして、ともかくも軌道に乗つていゝ問題でありますから、努力次第でどんどん進捗する問題だと思ひます。どうぞ今御示しになったこと通りに一層努力をお願いしたいと思ひます。

もう一点であります。朝鮮の問題であります。朝鮮のいゝわゆる私有財産といふものは、一応アメリカ占領軍がこれを没収占領をいたしまして、それを今度は韓国政府に渡したように承つたのであります。これは朝鮮との間が今日台湾と違ひまして国交が正常化されていないという点がまことに残念でございます。今の私有財産の問題は、アメリカ軍と韓国政府、日本との間は、これは国際法上から見ましてどういふ状態になつていゝと考へておられます。今後御交渉になるのでございまして、この点を一応明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(中川融吉) 御承知のようにサンフランシスコ平和条約によりまして、朝鮮につきましては、そこにおきまして米軍当局でとりました措置は日本がこれを承認するといふ規定があるものでございまして。その解釈につきましても、日韓双方の態度が日韓交渉開始当初から食い違つておるのでございまして、韓国側はこれによつて日本は在韓米軍当局のいたしたくないわゆるベスチング・デクリーの効果、日本の財産を全部取りまして、所有権を取つて、これを初めは米軍に帰属せしめ、さらに米軍からこれを韓国政府に渡しました、あの措置を日本が全面的に承認したのであるといふ解釈をとつておるのであります。これに對しまして日本側は、平和条約といへどもヘーグの陸戦法規その他国際法規に違反したところとまで定めることはあり得ないのである。また米軍当局も国際法に違反した措置はとり得ないはずであるから、従つて平和条約にきまつたことも日本側の所有権を奪つてしまつたわけではない。いゝば敵産の管理の一つの仕事であるといふ解釈をとりまして、所有権は依然日本に帰属してゐるという法的解釈をとつて対立しているわけでありまして。その対立は今日に至るまで解決がつかぬのでありまして、従つて法

理論として双方の見解が一致してないといふのが現状でございます。

○中川以良君 一衣帯水の間にある韓国と今日まだ国交が正常化されてないといふことは私もまことに残念に思います。どうぞ一つ韓国との国交の正常化につきまして、この上—そう一つ御努力をいただきまして、これら在外資産の問題を含めまして、韓国との問題は非常にいろいろ複雑なものがあると思存しますので、どうぞ今までより以上にこの点は御熱意を傾けて、早く一つ正常化を実現するように特に希望申し上げまして私の質問を終わります。

○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め

て。

○堀眞琴君 賠償問題その他二、三の点についてお尋ねしたいのです

が、先ほど田畑委員に対して、フィリピンに対する賠償問題等についてはすでに外務省からお話しがありましたので、私は重ねてそれをお尋ねしようとは思いません。ただ賠償の問題は日本の戦争の跡始末の問題であり、それからまた東南アジア諸国との親善関係を促進する意味においてきわめて重大な問題であるし、いって、他方日本の国民経済と関連する問題があるわけであり

ます。従つて私は政府としては一体どういふ方針で賠償問題に臨んでいられるのかといふことをお尋ねしたいわけ

です。というのは、もちろん日本は敗戦国ですから、こちら側がそんなに強く主張し得ない立場にあることはもちろん了承するわけです。しかしまた日本の国民経済との関連において、そ

うむやみやたらに賠償を払うということもできないのですから、いって、東南アジア諸国との関係を考えればできるだけ払わなければならない。で、向うの新聞などによりますと、たとえばインドネシアの方では何十億という賠償を要求するといふようなことが前から言われているわけで、最近の向うの新聞等を見ましても、インドネシアなどの主張は少しも変わっていないといふのです。今日賠償問題が解決して

いるのはビルマ一国だけありますから、結局フィリピンや、あるいはインドネシア、あるいはバングラデシュ、その他の国々の問題も起つてくるのではないかと想像されるわけですが、政府当局、特に外務大臣としてはこの問題について根本的にはどういふ方針を持っておられるのか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(重光葵君) 賠償問題に対する根本方針というお尋ねでございますが、根本方針はいろいろ点を説明申し上げれば御納得を得るのか、ちよつと私にはわかりませんが、御承知の通りに、戦争損害といふことを言えば、これはまあ実は非常に複雑であり、かつまたその計算は困難であります。困難であつて計算の仕方によるといふと非常に莫大なものになるわけです。そこで損害がこれだけあつたといふことで、それを積み立てて賠償確認して要求をしたいといふ考え方が賠償要求国にあることは御存じの通りで、今のお話しの筋もそういうところから出て来

ておると思ひます。しかしこれに応じ切れないことは御承知の通りであります。サンフランシスコ条約に賠償条項があります。サンフランシスコ条

約に賠償条項があるけれども、サンフランシスコ条約に調印をしてもら

ない国にこれを持ち出すわけには理屈上は行かないのであります。行かないのであります。一応サンフランシスコ条約の賠償規定というものは、これは日本側の受け入れておる規定でございますから、日本政府としてこれが根本の方針になつて賠償交渉を進めておるわけでございます。

このサンフランシスコ条約の賠償規定というものは、日本の負担能力といふことを大きな標準にしておることは御承知の通りであります。これが一つの

ものであります。その負担能力から現物賠償といふような考え方を割り出してあります。大体サンフランシスコ条約の賠償条項を、これをこちらの方針の基本として今日まで進んで来ておるわけでありまして、これを申し上げて

おきます。

○堀眞琴君 サンフランシスコ条約における賠償規定を原則として進めるといふこと、それはまあそれでいいんですが、ただ私がお尋ねしたいのは、たとえばサンフランシスコ条約において日本の負担能力といふことを規定しているわけですが、負担能力についての評価は、賠償要求する国の側と、それから義務を果さなければならぬ国の側とはかなり私は客観的に違ふと思ひます。そこで私は基本方針をお尋ねしたわけなんです。で、先ほど申しましたように、日本の国民の経済の限界がありますから、つまり負担能力といふものについて日本では大体このぐら

いという一応の限界があると思ひます。その限界を外務省ではどのように観測しておられるか、評価されておら

れるか、単に負担能力というだけではきわめて抽象的であつて、たとえば二十億要求されても負担能力と見ることができるかもしれない、あるいは八十億要求されても負担能力があると見られるかもしれないと思ひます。で、賠償の問題は御存じの通り、たとえばベルサイユ条約等におけるあのドイツの賠償の場合について見ましても、これは戦争による損害を全部負担させるといふことになれば非常に大きな額になり、そのためにとにかくあのドイツの賠償問題をめぐつて十年以上の日数がかけてられて、あれが論議されてローザンヌ会議であのような始末になつたわけ

です。結局今政府としてはどのよう

な具体的な方針を大体お持ちになつて

いるのか、それをお尋ねしたいわけ

です。

○國務大臣(重光葵君) 今の御質問に

よりまず、今日の日本の賠償負担能力は一体幾らに判定をしておるかとい

ふ質問に歸着するようであります。サンフランシスコ条約の精神によつてやるといふことが基本方針であることは申し上げました。しかしサンフランシスコ条約に拘束されぬ国、たとえばフィリピンもさうであるし、ビルマもさうである、さうな国は日本の負担能力はこれこれだといつて自分みづかの検討をいたしておることも御承知の通りであります。フィリピンのごと

きも特に専門家を派遣して日本の負担能力を調査している。それが日本側の承認する負担能力とは差があるといふことは、これはもう御想像にかたからぬことではあります。しかし、それならば今日の日本の負担能力がこれだけである、金目にして何億であるかといふこ

とは私は今申し上げるわけにいきませ

ん。それをわれわれがこう判断してお

るといふことになれば、これは賠償交

渉に非常に影響を及ぼしますから、そ

れは申し上げるわけにいきません。し

かしわれわれは日本の負担能力とい

ふものを相手国が勘定するような莫大な勘定はしていないといふことだけは、これは御推察にかたくありません。こ

れはやはり何といつても一つのパー

セントであります。そこで日本の負担能力の少いことをいろいろ理由づけるこ

ともまた考えなければ、これは交渉次第でありますから、しかしそれが大体何が近づくところによつて交渉がまと

まるか、まとまらぬかといふことになるわけでありまして、これを押しつめ

てみるといふと、大体双方の承認する負担能力といふところに落ちつくわけ

でございます。わが方としてはできるだけこれを少くしたい、こう努力する

のは当然でございます。まあさうい

ふ少く少く行くのが果して大局上い

いまいや、これは大きな議論もござ

いまいや。しかし賠償問題の交渉それ

自身としては、できるだけ有利な条件

でまとめたといふのは、これは当然

のことでございます。さうにして推し

進めて行かなければならぬと思つて

おります。

○堀眞琴君 インドネシアの方では、

御承知のように、向うの新聞などでは

かなり大きな額を日本に要求したい

といふ意向のように受け取れるのです

が、これに対して外務省としてはどう

いふ考えを持っておられるか。これはまあ外交上の今後の折衝のあつた場合

の支障になつては困るというような御意向も想像できるわけですが、政府の

方針を一応承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(重光葵君) 今日の現状を申し上げましよう。インドネシアの方で、ずいぶんわれわれとしては心外な数字を新聞等に報道していることは事実でございます。しかしインドネシアとの交渉は今日までまだ始まつておりません。何にも交渉というものは始まりません。ただ何と申しますか、責任のない探り合いという様な程度でございます。向うもできるだけ早く賠償の交渉に入りたいという意思表示はわが代表に非公式でございますが、たびたびいたしております。またわが方といへども賠償交渉に入りたくないということは、こういう態度はとつておるわけではございませんけれども、しかしインドネシアの賠償交渉はよほどまだ準備期間を必要とするように考へます。またフィリピンに賠償交渉などがまとつた後に進める方がいんじやないかと、こういうふうには大体は考へております。これも状況次第でございますが、そして向うの考へと、こちらの考へといふものが内々でも非常に離れておる。接近はしてない、こういう状態であることを申し上げておきます。さうなことでいふ時間がかるだらう、こう思つておる次第でございます。

○堀眞琴君 次に日ソ国交調整の問題について、二お伺ひしたいのです。が、これも先ほど田畑委員が触れた問題でありまして、私は田畑委員の質問をされた事項については、できるだけこれを遠慮いたしまして、次のような諸問題でお尋ねしたいと思ひます。もちろんその交渉の内容については、

先ほどの御答弁のように、今後の折衝を円滑に行う上から外務大臣としてはお答へにくい問題だと思ひます。しかしこのことだけは外務大臣でも御答弁できると思ひますが、それは日本側でこの折衝に臨むに當つて諸懸案をまず解決する、その上で国交の正常化の方向に持つて行きたい、こういうようなことが当時新聞等でも報道されたし、

外務大臣もたしか本会議の議場において諸懸案を解決することが先決問題であるというふうに発言されたと思ひます。諸懸案の中で戦犯問題等はこれは私はそう大して問題にはなるまいと思ひます。ただ人数等については、向う側とこつち側との意見がだいぶ違ひますので、その点はあるいはかなり問題になるかと思ひますが、それも今日は一応伏せておいて、懸案として出されてはいる領土問題であります。領土問題につきましましては、御承知のように、カイロ宣言であつたやうな決定が行われ、さらにポツダム宣言において日本の本来的な領土といふものがきまり、その線でサンフランシスコの条約が結ばれたと思ひます。日本は敗戦国なので、従つて日本としては領土問題に対して果して政府が考へていられるように、先決問題としてこれを解決しなければ国交の正常化はできないのだというやうな態度で臨むことがふさわしいのかどうか、こういうことが私は問題になると思ひます。その点について外務大臣の御所見をあらためてお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(重光葵君) その点もさういふ今日まで論議を尽くされた問題だと思ひます。大体ソ連側の意向は、領土問題でも何でもあとに回して、国交を

先に開いて、そして国交調節をやつて大使館を開いて行こうと、こういうふうな意向であるのじやないかと推測せられるのです。今あなたの言われた通り、これはさういふふうないろいろな報道がきております。これはただ公報というわけじやございません。しかし日本側としては、領土のごとき戦争によつて派生した重要問題であります。

戦争をやめて平和を回復しようというのでありますから、戦争によつて生じた重要な問題を解決をして初めて平和が回復されるものと、さういふふうな考へております。そして日本側は領土問題を初めとして諸多の問題について今これを日本側の主張として交渉の題目に供しておるわけです。そしてこれに對してソ連も全面的にソ連の意向を表示しておるわけでございます。私たちが今交渉の段階であつて、これをどういふ工合に双方主張を維持し、もしくは必要ならば妥協をして行くかといふことは将来の問題でございます。日本側としては、日本側の提供した重要な問題、戦争によつて生じた重要な問題、平和を回復させるためにはそれらの問題を解決して進んで行くべきであるという態度は変へるわけには行かぬと思ひます。またそれらの重要問題について、おおよそその目鼻もつかずして平和条約といふものはちよつと想像ができません。さうでございますから、今交渉の段取りに入つたといふわけでありまして、政府といたしましては、繰り返して申し上げます通り、これら日本の正当と信ずる主張はあくまで貫徹し、実現するように努力をしたい、さういふことを申し上げなければならぬと思ひます。その努

力がどこまで行つて実現してどうなつたときにはどうするかといふことは、今日これを想定して公開の席で議論をするといふことは私は早計だと考へます。私ももとしましては、自分の主張するところを十分に主張して、これを貫徹することに努力を集中したい、さう申し上げたいのでございます。

○堀眞琴君 日本側として主張すべき点は主張するということには私は別に異論はない。むしろ日本側として堂々と主張してかまわぬと思ひます。私がお尋ねしたいのは、領土問題について、カイロに宣言、あるいはポツダム宣言等に規定され、それがサンフランシスコ条約の中に取り入れられたこの線を外相としては尊重されて、その上で領土問題を解決されようとしておるのか、さうではなくて、カイロ宣言等に発した日本の本来の領土に関する条項は、この場合はさう問題にする必要はないのだといふので、領土問題をあれと切り離して解決されようとしておるのか、その点をお伺ひすればけっこうと思ひます。

○國務大臣(重光葵君) 簡単に申し上げます。その問題を今中心にしてお答へしたつもりでありますけれども、ごく簡単に申し上げます。カイロ宣言、ポツダム宣言、サンフランシスコ条約、これらによつてソ連と日本との間の領土問題は少しも正式に解決をいたしておりません、解決を見ておりません。従つてかような重要な問題ははつきりと解決をつけなければならぬと、さう考へております。

○堀眞琴君 もう一つ領土問題について、外相はヤルタ協定についてどういふ考へを持っていられるか、簡単に

ろしうございましてから、これをお答へ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(重光葵君) ヤルタ協定は日本として何も関知するところでないものであります。日本としてはこれを無視していいと思ひます。

○堀眞琴君 なるほどあのヤルタ協定には日本は少しも関与しておりません。しかししたとてポツダム宣言にしましても、あるいはカイロ宣言にしましても、これまた日本が関与してないと言へば言へると思ひます。ただポツダム宣言の場合は、あれが日本の降伏の場合の条件になるということにおいて日本としては尊重しなければならぬ。しかし一方ヤルタ協定にしましても、連合国の主要な国々があつたわけで行い、しかも協定の成立の過程には、御承知のやうないきさつがあつたわけでありまして。たとえばバーンズ前國務長官等のしるしている文書等によつても、あの間の事情ははつきりしておると思ひます。日本が関与しないから、あれは無視してもよいということになる理論的な根拠ですね。それをお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(重光葵君) 私は日本の利害關係がある事項を、他の国が日本の承認を得ずして勝手にきめることを、これを日本は有効と認めるわけにはいきません。これは日本は断固として、さういふ外国の日本の利益の不当な侵害を認めるわけにはいかぬと、私はさう考へております。

○堀眞琴君 最後に日中貿易問題についてお尋ねいたします。これも田畑委員が大体質問されておりますので、それと重複しない点だけをお尋ねしますが、御承知のように、五月の初旬に貿

易問題でも何でもあとに回して、国交を

易協定が結ばれました。しかしあの協定が有効に実施されるために、政府側の措置を必要とする面が非常に多いわけですね。たとえば通商代表を交換する問題であるとか、あるいは決済の問題にいたしましても、政府側の措置を必要とする面がたくさんあると思うのです。政府側の措置が今日もって行われていないために、日中間の貿易が阻害されている面が相当あると思うのです。それに関して政府としてはどういふ所見でいられるのか。たとえば通商代表交換の問題にしても、あるいはまた決済の問題等についても、どのようになっているのか。政府としては考えておられるか、それをお尋ねしたい。

○國務大臣(重光葵君) 中共貿易は、民間の相互の貿易はこれは助長したいという考えを持っておることは先ほど申し上げました通りであります。その意味において、政府はあの民間代表の契約ですか、あれにできるだけの協力をしたい、助力をいたしたい、こういう方針でおります。しかしそれはあの約束に書いてあることに全部協力を与えるという意味ではございません。政府は民間の貿易として認め得る限りにおいてこれは助力をいたします。それは日本のため利益であるとは私に考えております。中共の貿易を日本が負担しておる義務の範囲内において、国際的な義務に反せざる限り、これをやるということ、少しでも貿易が進めばそれだけ日本の利益であることは事実であります。しかしそれはやらないのであります。しかしそれかといつて、それ以上にこれを措置するということも困難であります。たとえば通商代表部をおいて、これに外交官の特権を与え

るといふことがここに書いてあります。それはできません。外交官の特権を与えて、そして中共代表部を正式に認めるといふような処置はまだできません。さういふ時期が来るかもしれない。今世界の情勢は大きく動いておられます。さういふ時期が来るかもしれない。しかしそれはその時期が来たときにやらなければ、非常にこれは故障が多い、それについて失うところがあまりに大きい。だからさういふ突進んだことはできません。しかし国際的義務に反せざる限りにおいて中共との貿易を進めて行くといふことは、私は他の国にも異存があるはずがない、また日本としてこれは進めて行かなければならぬ、こう考えております。

○堀内正雄君 政府としては、できるだけ貿易を促進したいという御意向のようですが、しかしたとえば通商代表部の交換の問題、外交官の特権を与えることができないというお話であります。が、現実の問題として日中間の貿易が阻害されておるのは、そこに非常に大きな問題点があると思うのです。外交官の待遇を与えることに相当の疑義ありとするならば、何かそれに準ずるような便法を考えるということも、私は当面の課題としてできるのじゃないか、さういふ点については何か考慮されておる面があるのか、この点をお尋ねいたします。

○國務大臣(重光葵君) そういう点も十分考究いたしております。つまり私の説明する通り、民間貿易の促進ということができることは、一ついえば最大限に実現したい、こう思うのであります。しかし行き過ぎたことはこれは

非常に抽象的ではあります。いろいろなことに差しきわがらあって非常に受ける損害の方が大きい、だからそれはやらぬ、こういうことをはつきり申し上げておるわけでありまして、それから先ほど支払いのことのお話がございます。これらのことは實際何かいい案が見つかつて、そして差しきわらないことができれば私はそれもいいと思います。今しきりにさういふやうなことは考究をいたしております。また考究された面がたくさんあります。私は今それを全部申し上げるだけ私の頭は整つておりません。さういふことはできるだけのことをして、これは民間貿易を進めて行きたい、さういふ考えでおります。

○野本晶吉君 議事進行について……外務省設置法の一部を改正する法律案に關する質疑は、一応この段階において終結せられるようにいたしたらいかがかと思ひます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) お諮りいたします。ただいまの野本君の動議の通りに、外務省設置法一部を改正する法律案につきましては、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) それではさうに決定いたします。

本会議が始まつておりますので、午後七時まで休憩をいたしまして、再開直後に本案の採決をいたしまして、引き続き定員法の残つた審議を續けて行きたいと思ひます。

午後七時十分休憩

午後六時十分休憩

午後七時四十一分開会

○委員長(新谷實三郎君) 休憩前に引き続きまして、ただいまから内閣委員会を再開いたします。

外務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、質疑も終了いたしましたので、ただいまから討論に入りたいと思ひます。

○上林忠次君 審議中にも私申し上げましたように、今回、外務省の設置法に賠償部と移住局というものができるとなりました。私はこの部局がますます強化され、また運営がますます発展することを私は祈つております。さういふやうな意味で賛成するのであります。特に移住局の設置に對しまして、これまで日本の移民がなぜ発展しなかつたかといふことを十分考へていただきまして、この移住局の運営を強化してもらいたい。また、ますますこの移住局の仕事が大きくなることを祈つておるのであります。かような移住局が強化されたといふことは、ただ昔の移民のあの組織でなしに、何とかしてこの国際関係の民族間の融和をはかり、また日本の狭い地域の中におるたくさんの方々が、これから昔のやうなああいうやうな貧弱な移民じゃなしに、どんどんこれから出て行くといふ一つの大きな芽のはえきわにこれかなるものであります。昔のやうな失敗をしないように、いやしくも昔のやうな発展しない移民ならば、私はやめた方がいいんじゃないか。ペルーには国際関係が悪くて、かつての移民は失敗した、あるいはカリフォルニア移民が失敗したといふことで、全部閉鎖されたのであります。かような昔

の組織の移民ならばやめた方がいいんじゃないか。今回できました移住局で移民の選定、訓練、またこれを活動しやすいように政府がバックアップするといふことに万全を期さなければならぬと私は考えるのであります。この陰うつな国内の国民の気持、これを明るくして明朗にさせて、私は海外にどんどんこれから発展して行くといふ氣持をこの際作りまして、これが大きな原動力となつて国民全体が明るい氣持で働く、極端な悪口を申し上げますならば、今、日本の国民は少し氣持が弛緩しているのじゃないか。一生懸命働いてる人間が少いのじゃないか。かといふところまで極言したいのであります。かような状態を見ますと、何とかが若者の氣持、また失業している国民の氣持、全体を引き締めてやつて行くためには、この移民の発展が大きな一つの力になるのじゃないか、さういふやうな意味で、昔の、向うへ出て行つて少しでも人口緩和に役立たせようといふやうな、さういふ人口緩和に役立たせようといふやうな簡単な従来の式の移民でなしに、これでもって日本の国民の氣持をうんと働く、おのおのの職場において精勵するといふ緊張した氣持に向けて行くために大きな役割をこれで果たして行きたい。従来の移民がなぜ悪かつたか、なぜ失敗したかといふことを十分考へていただきまして、特に私従来の移民の失敗の状況を見ますと、ただ追いやりつ放しで、だれもこれを援助しない。またこれまで行つた移民が、訓練を受けないために向うの国民感情と同化しない。あるいは習慣、風俗に同化しないといふやうなことが一番のこれ

までの移民の失敗であります。一攫千金を夢見て、いつかは日本に帰れるというようなことのないように、向うの国民と一心同体となって、向うの骨になるというような気持の移民をしていただきたい。それがためには、移住局の皆さんの大きな御指導を得て、移住局の皆さんを扶植して行くということをお願いしたい。今回は特にブラジルが、おもしろい先であります。もつと近い、運送しやすい、あるいは交通しやすい東南アジアの方に将来は特に力を入れていただきたい。かような移民の訓練の必要なこと、従来の失敗を十分反省していただきまして、かような、ますます日本国民が他国民から排斥される、排斥されるというようなことの移民にならないように、明るい将来の大きな移民を来たすような指導をしていただきたいと考えるのであります。

かようなことを御注意申しまして、私はこの案に賛成するものであります。

○野本品吉君 大体討論も終ったようでありまして、討論を終結したものとしまして、直ちに採決されることの動議を提出いたします。

○委員長(新谷實三郎君) 野本君から、討論をこれにて終結したいという動議が出されておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。

それではこれより外務省設置法の一部を改正する法律案の採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷實三郎君) 全会一致で

ございます。よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第一百四条によつて本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他事後の手續につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(新谷實三郎君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次御署名願います。

多数意見者署名

松原 一彦	小柳 牧衛
田畑 金光	野本 品吉
木村篤太郎	中山 壽彦
中川 以良	上林 忠次
堀 眞琴	加瀬 完
千葉 信	木下 源吾
長島 銀藏	

○委員長(新谷實三郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後七時四十九分速記中止

午後八時二分速記開始

○委員長(新谷實三郎君) 速記を始め下さい。

本日はこれにて散会いたします。

午後八時三分散会

昭和三十年七月六日印刷

昭和三十年七月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局